

河合町議会会議録

令和5年 12月7日 開会

河合町議会

令和5年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （12月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
梅 野 美智代	3
佐 藤 利 治	15
常 盤 繁 範	33
中 山 義 英	55
杵 本 光 清	80
大 西 孝 幸	85
○散会の宣告	88
○署名議員	89

令和 5 年 1 2 月 7 日 (木曜日)

(第 2 号)

令和5年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和5年12月7日（木）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	杵本 貴司	2番	常盤 繁範
3番	梅野 美智代	4番	佐藤 利治
5番	中山 義英	6番	坂本 博道
7番	長谷川 伸一	8番	杵本 光清
9番	大西 孝幸	10番	馬場 千恵子
11番	岡田 康則	12番	疋田 俊文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川 喜之	副町長	佐藤 壮浩
教育長	上村 欣也	企画部長	森嶋 雅也
総務部長	上村 卓也	福祉部長	浮島 龍幸
環境部長	石田 英毅	まちづくり 推進部長	福辻 照弘
ファシリティ マネジメント 推進室長	中島 照仁	総務部次長	小野 雄一郎
福祉部次長	佐藤 桂三	教育委員会 事務局次長	中尾 勝人
教育委員会 事務局次長	小槻 公男	政策調整課長	岡田 健太郎
広報広聴課長	桐原 麻以子	安心安全 推進課長	川村 大輔

財政課長	松本武彦	税務課長	木村浩章
管財課長	西村直貴	子育て支援課長	明平直美
環境対策課長	内野悦規	まちづくり課長	杵本幸史
地域活性課長	吉川浩行	住宅課長	森川泰典
上下水道課長	上原郁夫		

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和5年第4回定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっておりますので、5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は終わらせていただきます。

本日は、一般質問、第1番から6番までの方です。

それでは質問を許します。

◇ 梅 野 美智代

○議長（疋田俊文） 1番目に、梅野美智代議員、登壇の上願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 皆さん、おはようございます。

議席番号3番、梅野美智代です。

前回に引き続き、ありがたく1番に一般質問をさせていただきます。

それでは、通告書に基づき3点一般質問をいたします。

1点目は、町の構想について。

昨年、中央公民館及び体育館の移転後の跡地利用についてお聞きしました。そのためには、

まず、前町長の河合A I構想に変わる基本構想を策定し、その中で町のビジョンを示す必要があると思いますが、その策定期間についてはどのようにお考えですか。進捗状況をお聞かせください。

あわせて、馬見丘陵公園を拠点とした池部駅周辺の活性化について、本町の活性化、中でも町外の関係人口創出拡大に当たっては、馬見丘陵公園の活用は不可欠であると考えます。町長の考えをお聞かせください。

2点目は、中学部活動の地域移行について。

令和8年度より、休日の部活動の地域移行を進めていくというお話を以前お伺いしていましたが、進捗状況と本町の考え、今後の計画をお伺いします。

3点目に、昨今、飼い主のいない猫、かつては野良猫と呼ばれていた猫を地域で育てる猫という意味で地域猫と呼んでおりますが、この地域猫に関する相談を住民の方から多く受けることがあります。例えば、敷地内にふん尿をされて困っている、鳴き声がうるさいなどの生活環境被害、おなかをすかせて痩せ細っていてかわいそう、子連れの猫を保護してほしいなどの動物愛護の相談などが挙げられます。以前要望しておりましたTNRの取り組みなどの現状と課題、今後の方向性をお伺いします。また、ふるさと納税を活用した動物愛護・環境づくりも検討してはどうでしょうか。

再質問は自席にて行います。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、町の構想についてということで、新たな基本構想の策定期間及び進捗状況ということにつきまして、お答えさせていただきます。

基本構想につきましては、まず河合町をどのような町にしていくかという大枠、つまりグラウンドデザインを描くことが大変重要となってきます。現在その設計図を役場町内で作業・検討しているところでございます。

河合町全体の方向性を見だし、それを令和6年度中に基本構想に取り入れながら策定し、令和7年度施行をめどに目指して進めてまいります。

以上でございます。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 梅野議員のご質問にお答えいたします。

池部周辺におきましては、現在進めている町立体育館また中央公民館の移転により、跡地

の活用も可能となることから、馬見丘陵公園の玄関口という集客性やブランド化といったポテンシャルを生かし、町のにぎわい、収益向上につながる政策を生み出すことが重要であると考えております。

基本構想におきましては、駅周辺の公共施設や中央公民館などの跡地に池部、馬見丘陵公園を含めた周辺エリアを1つの枠組みとして整え、町の観光資源の活用を図る拠点とするなど、魅力ある町に発展させていくための構想を確立したいと考えております。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうからは2つ目の中学部活動の地域移行について答弁させていただきます。

部活動地域移行につきましては、令和5年7月7日に第1回目の部活動地域移行に伴う整備委員会を開催し、スポーツ協会や文化協会に対して概要説明や意見交換を行いました。

また、令和4年度に実施した準備委員会に引き続き、畿央大学の辰巳教授をアドバイザーとしてアドバイスをいただいたところでございます。

令和5年11月8日から17日にかけて、児童小学4年生から6年生、生徒中学1年生から2年生、保護者に対してアンケートを実施したところでございます。昨年もアンケートを実施いたしましたが、今回はニーズや実態を把握するために実施をさせていただきました。

令和5年11月22日に第2回目の整備委員会を開催いたしました。整備委員会の設置要綱を定め、今回からPTA役員や総合型スポーツクラブの代表に参加をいただき、貴重なご意見をいただいたところでございます。

また、河合町地域クラブ、剣道スクールとしてスポーツ庁、運動部活動の地域移行等に向けた実証授業についての取組を行い、内容を共有したところでございます。

まだまだ課題は多くございますが、令和8年度からの休日の部活動の地域移行に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○議長（疋田俊文） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 私のほうからは、議員ご質問のうち、地域猫問題についてお答えさせていただきます。

地域猫問題に対する河合町としての取組の現状につきましては、令和4年度より奈良県が

実施されている奈良県所有者不明猫TNR事業に参加しており、総代自治会長会及び町広報紙、ホームページ等お知らせさせていただいているところでございます。また新たに公益財団法人どうぶつ基金が実施されております、さくらねこ無料不妊手術事業に今月から参加いたしました。両事業とも所有者が不明な猫に対する不妊去勢手術を無償で実施する事業となっております。

申請内容等につきましては、承認日の関係で12月広報紙には掲載できませんでしたが、現在ホームページでお知らせをしているところでございます。また、広報紙につきましては、来年1月広報に掲載する予定でございます。

課題といたしましては、奈良県所有者不明猫TNR事業においては、大字・自治会単位による各地域主体の取組であります。これまで実績がないことでございます。

よって、この12月より小規模単位で活動ができる、さくらねこ無料不妊手術事業に参加し、両事業を通じ、地域猫問題の解決につなげていけるよう広報活動に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、ふるさと納税を活用した動物愛護・環境づくりにつきましては、今後、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、町長に再質問をさせていただきます。

公共施設の跡地がいつまでもそのままの状態にならないようにお願いします。

また、閉鎖した心の交流センター跡地なども、地域にとってとてもいい立地ではありますが、現状では利活用が図られておらず、また今後の方針も示されていない状態です。そのほかにも、町に点在する閉鎖したほかの施設や跡地も含め、地域のコミュニティーを形成する場とするなど、きめ細かな視点に立ち、地域から町全体の魅力向上を図るといった考えも必要ではないかと考えます。

基本構想において、施設や跡地の利活用についての方向性を盛り込んでいただきたいと思います。考えますが、その点についても町長の考えをお聞かせください。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） ただいまの質問にお答えをいたします。

公共施設の跡地や町有地の具体的な利活用などについては、今後、構想でお示しすることを目指し、町の姿を踏まえて、それぞれの土地が持つ特性を生かし、計画を立案することとなりますが、本町の財政状況においては、行政改革の推進と本町の規模に見合ったスリムな行政運営に努めることが重要となりますが、利活用を進める場合には、新たなニーズに対応するための有効な施策について計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

ぜひとも魅力ある町に発展させるための構想をよろしくお願いします。

それでは2点目、部活動の地域移行について再質問をいたします。

児童生徒や保護者にアンケートを実施したということですが、アンケートの内容や結果を具体的に教えてください。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） アンケートの結果についてお答えさせていただきます。

まず、小学生4年生から6年生にアンケートを取らせていただきました。実際、今、小学生が学校以外で活動しているという子供たちが大体8割いてます。スイミングであったり体操であったりサッカー、習字であったり英語と、そういったところに行っております。休日移行に対する認知度を聞かせていただくと3割程度のお答えがありました。まだまだ認知度は低いと考えております。

中学生のアンケートでございます。現在85%が学校の部活動に参加をいただいております。85%の生徒たちに満足度を聞かせていただきました。82.3%がとても満足していると、やや満足しているというところでございます。満足の理由といたしましては、楽しい、友達づくり、先輩・後輩たちと交流が取れるといったところでの満足でございます。逆に不満というご意見もございました。休めないであったり、練習メニューがいつも同じであったりというところでございます。認知度につきましては、こちらも3割程度でございます。

地域クラブへの期待といたしましては、専門的な指導を受けられるのが期待と。また学校以外の人間関係もつくれるのではないかとこのところでございます。

保護者のアンケートでございます。小学4年生から中学2年生までの保護者を対象に取らせていただきました。こちら、休日の地域移行についての認知度につきましては約5割というところでございます。期待する部分につきましては、専門的な指導ということで中学生と同じでございます。

不安なところもあるというところで、移動であったり送迎、子供が希望する部活動があるのかないのか。また、費用であったりとか、指導者との関係、そういったところに不安があるというところでございます。

行政に対する期待というところで、移動についての支援であったり、指導者のスキルであったり、費用負担、こういった部分をしっかりと考えてもらいたいというふうなところでアンケートを取らせていただきました。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

月額費用とはどういったものでしょうか。従来の習い事のように月謝のように指導者に支払う金額ということでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） そうです。月額費用につきまして、こちらもアンケートを取らせていただきました。月額2,000円未満にしてみたいというのが38%、また2,000円から4,000円という程度に抑えてほしいというのが37%ということでございます。

月額の想定につきましては、保険料であったり、指導者に対する報酬であったりというところの受益者負担分、こういったところに対しての月額費用、これもあくまで幾らがいいのかというのもこれからの検討にはなるんですけれども、これはしっかりと考えていきたいと考えております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、既に地域移行を先進的に行っている下市町では、卓球のみ500円、そのほかは無料ということのようです。大和郡山市も無料です。学校の部活動は学習指導要領に生徒の自主的・自発的な参加により行われるものとして位置づけられており、

これまでは学校教育の一環として無償で活動を行ってきました。これが地域移行をすることで費用負担が発生するとなると、ましてやアンケートにあるように、3,000円、4,000円など高額になってしまうと、行きたくても家庭の事情で参加できない生徒や、それだけの費用を支払うならと部活動をしない選択をする生徒、さらに高いレベルでと別のチームへの参加をする生徒などが出てくるのが考えられ、そうなってしまうと本町の目指す活発な部活動の推進から遠ざかってしまうのではないかとということが懸念されます。そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 実際に先行してされているところ、下市町であったり大和郡山市であったりというところは、今後この費用負担のところにつきましては、しっかりと情報を集めたいというふうに考えております。

今想定されているところでいきますと、先ほどもちょっとご説明させていただきました、この休日の地域クラブに参加することにつきましては、学校活動とは異なるというところで切り離れた状況になりますので、保険の加入というのは別途必要になってきます。例えば学校内でけがをしたときに入っている日本スポーツ協会、今本来、学校活動で入っている保険、これが対象外になってしまうというところもございますので、新たに保険の加入が必要になります。そういった費用につきましては、受益者負担を求めていけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、実証事業を行ったということですが、どのような形で行いましたか、具体的に教えてください。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 実証事業につきまして、今年度は河合第二中学校の剣道部を休日に実証事業をさせていただきました。8回土曜日をさせていただいたところ、今、実証中になるんですけれどもさせていただきます。

今回この第二中学校の剣道部につきましては、河合町の剣友会の代表の方、また河合第二中学校の剣道部の顧問にかなり協力をいただきまして実現できたかというところがございます。

実証事業をさせていただくに当たり、小学5年生以上の方にこういう実証事業をしますの
でということでチラシを配布させていただいて、実際、第一小学校の児童1人がこの実証事
業に参加していただいて、もともといる第二中学校の剣道部、こういったところが参加して
いただいているところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、その剣道は8回だけの開催で今年度は終わりということ
でしょうか。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 今回の実証事業につきましては8回を予定しておりま
す。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、整備委員会のメンバーは当初お聞きしたときと変わってい
ないですか。また、今まで何回開催されましたか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 整備委員会のメンバーにつきましては、新たに今回、
総合型地域スポーツクラブの代表の方にこのメンバーとして入っていただいております。ま
た、PTAの保護者の方もやっぱり入っていただく必要があるというところで考えましたの
で、この方、小学校、中学校の代表の方に今回は入ってもらってはおるんですけども、追
加で今回メンバーということでさせていただきました。

今回、整備委員会自体は2回開催はさせていただいてはおるんですけども、このメンバ
ーを今回決めさせていただきましたので、今後このメンバーで整備委員会を進めていけたら
というふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

来年度も実証実験を行うということなので、積極的に進め検証してほしいと思います。また、令和8年度部活動の地域移行の実施に向けて、全ての部活動を一斉になると、学校も行政も大変だと思うので、移行できる部活動から少しずつ取り組み、令和8年度の完全実施に向けて進めてほしいと考えます。今後の計画としてはどのように考えているのか教えてください。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 地域移行に向けまして、令和8年度から実施というところ、こちらにつきましてはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。今回実証事業のほうをさせていただきまして、令和6年度につきましては、剣道ももう今回させていただいて、もう一度という声かけはさせていただこうと思うんですけども、新たに、例えば陸上であったり野球であったり、ラグビーであったりバドミントンであったり、バレーボールであったりというところで、地域で活動されているところはかなりございますので、そういった部分から声かけをさせていただきながら、ちょっと3団体程度の予定をさせていただいておるんですけども実証事業に取組をしていけたらというふうに考えております。

令和8年度に向けまして、まだまだ課題はございます。指導者の問題であったりとか、保護者の、先ほど言わせてもらった費用の問題、そういった部分というのはどれだけクリアできるか分からないんですけども、令和8年度、全ての部活動が完全実施というのは、本当にそこを目指してはいるんですけども、そこにちょっと、少しでも近づけるような形でしっかりと取り組んでいけたらと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、運動部活動ガイドラインでは、活動時間は平日2時間程度、土日・休日・長期休業日は3時間程度となっています。休日の学校部活動が地域クラブの活動になり、専門的な指導が期待されますが、今後、専門的な指導ができる人材の確保はどのように考えていますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

運動部活動のガイドラインにつきましては、議員おっしゃっていただいたような形で、平日は2時間程度、休日につきましては3時間程度というところで、土日どちらかの3時間程度というところがございます。

今回、休日の地域移行というところがございます。平日につきましては、今のところまだ先生のほうが指導をされると。指導者の確保につきましては、非常にちょっとどのように進めていくのかということも、奈良県とも相談させていただいてはおるところなんですけれども、町内のほうで専門的な有資格者を募りたいというふうに考えております。しかし、募集方法につきましては、奈良県の人材確保の条件を参考にしながら、先行しているところの情報を今後も収集していけたらというふうに考えております。

持続可能で多様な環境づくりに取り組み、少子化が進んでおりますので、将来にわたり生徒がスポーツ・文化・芸術に継続して親しむことができる機会、そういったところをしっかりと確保しなければいけないというところで、指導者につきましてもしっかりと募集をかけていけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

指導者の募集に当たっても、指導をしたいという声が入っておりますので、広く募集をするような形で、町内の人材発掘にも力を入れていただければと思います。よろしく願いします。

3点目の再質問を行います。

以前要望しておりましたTNR事業の取組を進めていただき、ありがとうございます。しかしながら、残念なことにTNR事業の実績がないということですが、本町で取り組んでいるTNR事業の具体的な内容を教えてください。

○議長（疋田俊文） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 本町で実施している具体的なTNRの内容でございますが、河合町におきましては、奈良県所有者不明猫TNR事業のほか、12月から公益財団法人どうぶつ基金が実施されております、さくらねこ無料不妊手術事業に参画しております。この2つの事業により、本町においてもTNRを進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） せっかく良い事業をしているのに、実績がないというのはどうしてだと考えなかったですか、どうしてだと思われませんか。

○議長（疋田俊文） はい、課長。

○環境対策課長（内野悦規） 県のTNR事業につきましては、昨年度から参加してはいたが、昨年度においてご相談は、ある地区からいただいております。しかし、その地区によりますと、このTNR事業につきましては動物愛護の観点から去勢不妊手術をして地元の地域に戻すという活動でございます。ですけれども、中にはなかなか元に戻すということが難しいという考えの方もいらっしゃいました。今後はこういったことも含めて、広報活動に努めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 中には、どうしてそんなことをするのかと思う人もたくさんおられるので分からないんだと思います。皆さんの理解を深めてほしく、広報での周知もされたでしょうが、十分に行われていない気がします。広報では昨年何回お知らせしましたか、また、どのようなお知らせの仕方をされましたか。

○議長（疋田俊文） はい、課長。

○環境対策課長（内野悦規） 昨年度における広報のお知らせの方法なんですけれども、動物愛護月間に合わせてTNR活動について触れた内容について一度掲載させていただいたところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、1回だけということでしょうか。

○議長（疋田俊文） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 議員おっしゃるとおりでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） じゃ、今後皆さんに周知していただけるように、継続して取り組んでいただけるようお願いいたします。

泉台の自治会では、地域猫に関するアンケートを令和5年9月末までの間に実施しました。役員さんからの相談がありました。自治会約530戸に全戸配布し、約240戸、回収率45%の結果を見てみると、地域猫に困っていると回答した方の割合が6割でした。やはり地域猫の問題に困りを抱え関心もあるが、どのようにしたらよいのか分からないという方が大半のようでした。中には、自宅に来る猫の去勢手術を自費で行ってくださったという方もおられたので、こちらの事業に対して需要がないわけというわけではないことがうかがえます。やはり周知不足が原因ではないかと考えますので、再度TNR事業の周知方法を検討し、住民の方々がどのような手順を取ればよいかイメージがきちんとできるような形での広報をお願いいたします。

また、今月号から新たにスタートする、どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業についてですが、こちらとTNR事業の違いも分からない方が多くいると思います。その違いを教えてください。

○議長（疋田俊文） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 県のTNR事業とどうぶつ基金の事業の違いということでございますが、まず奈良県所有者不明猫TNR事業につきましては、各地区、例えば大字・自治会になるんですけども、その地区での活動ということが主要なこととなっております。替わって、このどうぶつ基金につきましては、地域全体ではその有志の団体でも可能な形で活用できるようにしておるところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） さくら猫については、近隣の川西町では70件、三郷町では80件、生駒市では130件程度の実績があると聞いています。TNR事業のように実績がないということのないように積極的に進めてほしいと思うのですが、それに当たり、さくら猫サポーターの募集などについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（疋田俊文） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、この川西町70件、三郷町80件等々、こちらの実績、かなり有しておられるのかなと、

今感じたところでございます。我々の発信方法、至らなかった点もあるのではないかと
反省を込めながら、この実績を上げておられる自治体に調査を行い、その辺を見習う部分
があればどんどん見習っていきたいというふうに考えておるところでございます。

あとサポーターの話でございますが、こちらもいろいろと各自治体で行っておられると
ころもあろうではないかと考えておりますので、そちらのほうも調査研究のほうを図ってま
いりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） はい、ありがとうございます。

先ほど少しお話しした自治会での地域猫アンケートの中でも、回答者の約1割、23名の方
が、TNR事業、地域猫活動に協力したいと回答してくださっていました。そういった方が
ほかの自治会にもおられるのではないかと思います。今後は行政に任せるだけでなく、地域
も一体となって地域猫の問題解決に努めていく必要があると思いますので、まず私自身も、
自治会の協力いただける方に声をかけて活動に取り組んでいきたいと考えております。各自
治会でそのような取組が進むよう、地域猫活動サポーターの募集も積極的に進めていただ
ければと思います。

また、生駒市ではふるさと納税を活用した動物愛護環境づくりを進められており、実際に
年間129頭の猫が去勢手術を受けた実績があるようです。1頭につき年間10頭近く産み増や
すことを防ぐために、地域猫活動として地域の動物病院や地域猫活動サポーターと地域の皆
さんと協働による取組を進めて、去勢手術費をふるさと納税で集めるなどの取組をされてい
ます。このような取組の調査研究もよろしく願いいたします。

以上、私からの質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

◇ 佐藤利治

○議長（疋田俊文） 2番目に佐藤利治議員、登壇の上質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） おはようございます。

議席番号4番、佐藤利治、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

LOGOフォームについて。

スマートフォン、次回からスマホと略します。スマホを用いて、道路の損傷、傷み等を通報するシステムは12月4日に稼働と伺っておりますが、順調に進んでおりますか。

アダプト制度について。

公園を守り、維持するために、アダプト制度を取り入れると聞きましたが、進展を教えてください。

防犯カメラ、ドライブレコーダーの助成について。

町道が映る民地からの防犯カメラや車へドライブレコーダー、次回からはドラレコと略させていただきます。これを設置していただいた方へ、上限を決めて助成を行う考えはございませんか。

遺贈寄附について。

大きく特定遺贈と包括遺贈があるみたいですが、他の地方公共団体でも現在取り組まれているところ、また、これから取り組む自治体もあるみたいですが、目的を明確にすれば、賛同していただける方はおられると思いますが、取組、発展拡大させる考えはございませんか。

災害発生時の危機管理について。

起こらなければよい南海トラフ地震ですが、もし令和6年1月1日、元旦の早朝午前4時に発生したら、何人の職員が5時等に登庁可能ですか。また、登庁後、状況把握後、状況により避難所の開設等ができる体制になっておりますか。

以上5点、通告書に記載どおり担当部長より、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

再質問については関連質問を含め、自席にて行います。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私のほうからは、1つ目のLOGOフォーム、2つ目のアダプト制度について、まず初めに担当課長のほうから答弁させていただきます。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、1つ目に、LOGOフォームについてですが、11月末日に町内各所、主にカーブミラーにQRコードを貼り付けまして、12月4日より運用を開始しております。システムの周知につきましては、12月の広報紙及び町ホームページ、LINEでご案内をしているところです。

システムの概要につきましては、スマートフォン等を用いまして、QRコードを読み込み、町内の道路損傷等情報の報告をするシステム。パソコンを用いてURLからのアクセスも可能であります。入力の内容につきましては、損傷箇所の位置情報、損傷箇所の写真及び状況説明、氏名、電話番号等を入力していただきます。

このシステムの特徴といたしましては、スマートフォンのGPS機能を利用することが可能で、正確な位置情報の取得ができ、現場写真及び状況報告により、詳細な状況が把握でき、迅速な対応が可能となるシステムと認識しております。

以上です。

次に、2つ目のアダプト制度についてですが、11月1日より町ホームページにアダプト制度の募集要項、参加申請書等を掲載し、広報かわい11月号に募集の掲載をいたしました。

アダプトとは、養子縁組するという意味であり、公共の場所を自分たちの子供と見立て、町民が愛情を持って面倒見て、行政が支援する制度です。名称といたしましては、河合町公園等美化プロジェクトと名づけております。

主な活動内容といたしましては、町が管理している道路や公園の清掃、草引き等の美化活動をしていただきます。支援の内容として、ほうき等の道具の支給及び保険への加入、活動に関する相談等の支援をいたします。登録につきましては、11月30日時点でまだ登録はございませんが、数件役場窓口で申請書を取りに来られた方や電話での問合せがありました。今後は各種団体及び広報紙等で制度について周知していきたいと考えております。

以上です。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 3点目の防犯カメラ、ドライブレコーダーの助成について、4点目の遺贈寄附について、5点目の災害発生時の危機管理について、担当課長からまずは答弁させていただきます。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私からは、防犯カメラ、ドライブレコーダーの助成についてお答えさせていただきます。

防犯カメラについては、これまで多くの議論を重ねてきました。犯罪発生の抑止及び犯罪発生時における犯人の早期検挙に効果が認められる一方、防犯カメラ設置を機に防犯パトロールが衰退した例やプライバシー保護に関して係争となった事例等もあったこと、また本町各地域の防犯活動が活発であったことから、補助事業については検討の域を出ませんでした。しかし、少子高齢化による各地区のコミュニティー力の低下や犯罪の多様化に対応するため、各地区独自で防犯カメラを設置する大字・自治会も出てきました。これらの動向を踏まえ、町として住民自治に何らかの協働の実践が求められると判断し、大字・自治会が設置する防犯カメラに対して河合町防犯カメラ設置事業補助金の創設を検討しているところです。

この事業が予算化し、実施に至った場合は、大字・自治会により防犯上危険な場所へ防犯カメラを設置し、犯罪発生の抑止等を図っていただく必要があります。補助金交付の要件には、設置場所、撮影方法、撮影範囲等について、当課と事前協議を行うことを含めて検討しております。また、西和警察署から助言を受けるなど、大字・自治会、警察、役場の協働によって、危険な場所の安全を確保していきたいと考えております。

次に、ドライブレコーダーの設置補助事業につきましては、ドライブレコーダーを設置することによってドライバーの交通安全意識の高揚といったことだけでなく、記録データを活用することによって、交通事故や犯罪での捜査が効率的、効果的に実施されることが期待できると認識しております。

一般的にあおり運転に対する自己防衛手段、あるいは交通事故発生時における事故過失の程度や相手方の悪質性などの証明に備えるため、ドライブレコーダーを購入して設置されていると思われま。そういった法的な設置義務を課せられることなく、自己防衛機運の高揚によって多くのドライバーが自ら意思決定、判断に基づいてドライブレコーダーを設置している状況です。警察サイドから河合町に対し、改善対応策を求められているといった状況にはありません。当課では自治会による防犯カメラの設置に対して補助制度実施に向けた取組を推進させていただきます。

以上、諸事情を鑑みて、現在の状況ではあえて公的資金を投入してまでドライブレコーダーの普及を促進させるといった施策は優先順位が低いと考えております。

以上です。

○政策調整課長（岡田健太郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、4点目のご質問、遺贈寄附についての取り組み考えはということでございます。

河合町への遺贈寄附を円滑に、そして確実にしていただけるよう、地元金融機関の1つと令和3年4月に遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定、また同年8月に遺贈による寄附協定を締結しております。この協定により、生前に河合町へ遺贈寄附のご相談があった場合は、協定の金融機関をご紹介し、その専門の担当者から遺贈や相続についてのアドバイスや遺言書作成などのサポートを受けることができますので、この協定を基に今後も進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私からは、災害発生時の危機管理についてお答えさせていただきます。

南海トラフ地震が発生した場合、地域防災計画の南海トラフ巨大地震防災対策推進計画に基づき、全職員が自動参集し、災害対策本部を設置して対応することとなります。

職員が何人登庁できるかにつきましては、参集するまでの職員の状況等によって異なってくると考えております。近畿圏のある市の参集予測を例にしますと、1日以内に半分強の職員が参集すると見込まれていますので、河合町においては職員171人のうち、約90人が参集すると予測しております。

災害対策本部設置後は、参集職員や各種団体等で状況を把握し、避難所を開設する体制になっておりますが、参集職員等の限られた人員での臨機応変な対応になってくると考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） それでは、順番に再質問させていただきます。

まず最初のLOGOフォームについて、これは道路の損傷とか、カーブミラーとか、道路に関するものだけですか。公園の遊具や樹木の対応、またごみの不法投棄など、現在は考えていなくても将来広げるお考えがあれば、教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） このLOGOフォームというのはシステム名でありまして、この正式名称といたしましては、河合町道路損傷等報告フォームという制度名であります。その中で、今議員言っていただいたように、今のところメニューといたしましては道路に関することだとか、防犯灯のことに関するだとか、側溝の破損だとか、街路樹のこととか、ちょっと今メニューたくさんありますんで、今後についてはそういったことも踏まえて考えていきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、ちょっと話が戻って申し訳ないんですけども、このLOGOフォームは過去の一般質問でもさせてもらいましたけれども、また住民の方からお金かかんのにというような話も出ても困りますんで、まずどういった形で、新たにどこかと契約してやるのか、その辺のことを教えていただきたいのが一つと、それと広報するに当たって、12月1日の広報かわいにも出ていますが、QRコードも出ています。現在スマホは何とかロイドとか、何とかフォンという大手の2社が主力になっております。その辺の対応というのは、2つとも大丈夫なんでしょうか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、取組費用についてなんですけれども、現在につきましては新型コロナウイルスのワクチン設置予約で活用していたLOGOフォームシステムを利用して、新たに発生する費用は特にありません。ありませんが、令和6年8月まではその新型コロナウイルスワクチン補助金で行けるんですけれども、その後につきましてはDX推進費で充てる予定としております。

次に、携帯を用いてということなんですけれども、ご指摘ありました2社の携帯電話でも可能となっております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 12月4日スタートで一度やはり道路工事なんかが増える年末を迎えますけれども、年末までにどのぐらいの通報があるのかを見て、もし報告数が少なければ、報告フォームが複雑なのか、見直しを図っていただきたい。大変ですけれども、よりよいものにつくり上げてほしいと思いますので、その辺はいかがですか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 実際12月4日に1件の報告がありました。12月5日につきましても電話での問合せを受けております。議員おっしゃるとおり、報告件数に関しましては見直しも含めてどうやっていったらいいかというのはこれから考えて、検討も含めてやっていきたいと思っております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 次、アダプト制度について進めていきたいと思えます。

進展の様子をどのように広報していくのか、スタートからゴールまで、要するに河合町がこれをゴールにしたいという、もうあくまで構想なり予定になると思いますが、全体的な行程を教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、このプロジェクト、公園等美化プロジェクトといいますと、道路や公園の清掃、草引き等を行っていただきまして、参加者同士の交流も深めていただくこととともに、河合町民と行政の協働のまちづくりを推進していくことを目的としております。まず、気軽に1人でも申込みができますので、また、ご家族の方や仲のいい近所さんとグループ等をつくっていただきまして申込みすることもできますので、まず気軽に申し込んでいただきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もちろん今おっしゃったような形で、プロセスも本当に大切だと思います。ある先に進んである公園等で見た方、他地域の住民は思われると思います。自分の地域もやってほしいなど、そういう方も進めるときには見学できるような、そういうふうな体制を大

変ですけども、また広報していただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

それともう一点、先ほどのちょっと戻って申し訳ないんですけども、LOGOフォームもそうですけれども、アダプト制度も名前がアダプト制度については公園等美化プロジェクト、これは町側が決めてやっていることなんで、これ堅い名前ですけども、いいと思うんですけども、住民交えてやる、例えばLOGOフォームなんかでしたら、穴が開いたらすな丸君に連絡とか、何かほっとするような、住民が親しみが持てるような、そういう名称に将来進んでいったときには変えることも考えたらどうかなと思います。その辺どうですか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、見学につきましては、まず登録していただいた団体とかにつきまして、そういった見学とかも可能とは考えております。そういった活動事例等につきましても広報紙等でご案内していきたいと考えております。

名称につきましては、議員さんご指摘いただいたように、取り組みやすいような名称ということで、今の名称でありますと何かちょっと堅苦しいところもあるかも分からないんですけども、そういったことも踏まえてこの先も考えていきたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 続きまして、地域や住まいの防犯カメラ、ドライブレコーダーの助成についてということで進めてまいります。

現在、たんす預金や貴金属を狙った強盗、交通事故の内容も高齢者の関わるものが半数以上になってきております。日頃より河合町の施策、運転免許証の返納や自転車保険加入、ヘルメット着用の推進には大変感謝しております。しかし、犯罪抑止や交通事故の抑止には人的な力は必要ですが、限界があります。特殊な考えのつかない犯罪の早期解決については、カメラが特に有効的と私は考えております。

町道が映る民地からの防犯カメラ、またドラレコを設置していただいた方へ、上限を決めて助成を行っていきたいと思うのが私の考えなのですが、先ほど答えはいただきましたが、その中で例を出せば、東京八王子、交付金を利用されていますが、カメラ付インターホン、インターホンまで補助しています。防犯カメラなど防犯対策品購入設置後の半額、上限4万円を補助、1世帯1回まで。この4月から8か月で、市の規模は違います。しかし、3,550

件の申請があり、市は大変好評だ。これを機に犯罪件数の減少につながればとおっしゃっています。そのあたりは、やはりお金がということで問題なんですかね。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

防犯カメラ、そしてドライブレコーダーについてですけれども、防犯カメラにつきましては、先ほど申しましたとおり助成を行っていくと、そういったところで地域の防犯力を向上していきたいと考えております。

ドライブレコーダーにつきましては、事件事発発生時におけるドライブレコーダーのデータについては警察の捜査権の下に行われているということで、この種の構築については警察に委ねるべきだと考えておりますので、その辺ちょっとドライブレコーダーについては助成はちょっと優先順位は下がります。ということで、佐藤議員おっしゃるように、ドライブレコーダーで防犯力、交通安全の向上といったところで、警察のほうで委ねてもその辺、目的は共有できているのかなと思ひまして、警察の今後の協議の中でそういったところも対応していきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、先ほども話ししましたけれども、しつこいようですけれども、同じ規模の町レベルの話では、神奈川県愛川町、ドラレコ普及機器購入設置費の半額、1万円の上限を助成しております。そして、した方には愛川町ドライブレコーダー搭載車登録制度に申し込むことが必要。これまでに150名の方が利用しているとおっしゃっています。

やはりうちの財政のことを鑑みたときに、やはり先ほど課長がおっしゃっておられたように、たくさんの方に助成出すのは大変だと思います。だから、もし参考になればと思うんですけれども、助成なしでやられているところもあります。

茨城県取手市など、パトロールを担う防犯連絡員と家族を中心にドラレコ見守り協力者を募集。担当者は防犯対策の強化と対象者の拡大も視野に入れながら周知を図っていくと述べられています。

埼玉県久喜市、市内の事業者、もう半数以上がドラレコついています。事業をやられている方。地元警察と町の見守り活動に関する協定に基づき、地域の目を増やすことで犯罪抑止

につなげる。事業者、それと公用車含めて、この8月9日現在237台が久喜市では走行しています。

やはり夜間、やはり私たちが寝ているとき、防犯カメラ、ドライブレコーダーというのはやっぱり仕事をしてくれますんで、寝んでも。そういう意味ではかなり効果的になると私は判断しております。

それと、少し話戻りますけれども、助成をしていきたいと、防犯カメラ等についてはというところをおっしゃられていましたけれども、カメラの費用を含んで、将来的な4年や5年ごとのメンテナンス費用も含んで、それを町が幾らかずっと面倒見ていくということによろしいんですかね。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） まず、その防犯カメラの維持管理の件につきましては、今考えていますのが防犯カメラの設置費用だったり、防犯カメラそのものの費用だったり、配線工事だったりというものは助成を考えております。それ以後の維持管理につきましては、大字・自治会でやっていただくということで考えております。

あとは、先ほどもドライブレコーダーの話に出ていたんですけれども、お金を使わずにネットワークで構築していくという話なんですけれども、それについても警察等と今後協議しながら、どういう形でネットワークをつくっていくんだとか、警察の判断によってこちらも対応していきたいと思っております。

ドライブレコーダーはそうなんですけれども、防犯カメラはそういう形で助成していくので、ドライブレコーダーと目的は兼ねていると思いますんで、そちらのほうを推進していきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ドラレコの件については、先ほど紹介しました市以外に、愛知県半田市、愛媛県伊予市、愛知県武豊町というのかな、そこは既にやっております。だから、費用がかからないとできないというのは、やっぱりない袖は振れないという話もございしますが、十分これから河合町でも努力次第で安心安全を一步二歩も進めることができると思うので、ドラレコについてはそのように進めたいと思います、調査研究の上でね。

それと、防犯カメラの件につきまして、一言だけ言わせてください。河合町の中でもどこ

とは言いませんが、先進的に寄附を募ったり、皆様の自治会費で防犯カメラを率先してつけておられる地域もございます。そこに対して、先進的に頑張った方には知らん顔。これからやる人だけ補助すると、やっぱりその辺は住民に向けて公平じゃないと思うんです。なぜそういうことを言うかといいますと、つけるのは自治会で決めて、必要やということにつけられるからいいと思います。その4年後、5年後のメンテナンスに5万円も6万円もかかるんですよ、データを取り替えるのに。そのときの半額助成とかそういうことも考えるべきではないかと。住民に対して先に走った人は、先進事例、よいことをやったのに無視されて、後でやるとき町の言うこと聞いた人だけ金出しますよと。それはちょっと私は合点いかんので一言だけ言わせてください。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 佐藤議員のおっしゃることも重々分かるんですけれども、申し訳ないんですけれども、先進的に防犯カメラを設置していただいている大字については申し訳ないんですけれども、これから防犯カメラを設置を推進する事業という趣旨の下、助成しますので、既に設置済みの防犯カメラについては助成対象外で考えておりますと。設置済みの大字・自治会については、申し訳ないんですけれども、ご理解いただきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今回はちょっとお話出なかったんですけれども、私が広げて勝手に申し訳ないんですけれども、プライバシーの保護の観点からも、皆さんご存じのように、2021年の小田急線、京王線内で乗客が刃物で刺される事件を受けて、新造される車両、それとか大規模改修する、改造する車両、大阪、名古屋、東京などは全て含むそういうふうなものには鉄道運輸規定が改正されております。だから、今までは人が映るからというプライバシーやったけれども、それ以上に乗客を守らなアカンということで、鉄道会社も一歩踏み入れています。そういう意味で、それを録画を事件を起こってから見るんじゃなく、リアルタイムで管制のところで見られるようになっていきます、中央管制室で。だから、そういう意味でもやはり河合町でも一歩踏み込んでほしいと。

それと、地域であった話であれば、平成16年の富雄北小の悲しいお話ですけれども、もう

19年になります、先月で。PTAと学校が今口をそろえて言っているのが、集団下校はやっているけれども、やはり地域の見守る目が減退していると。これを補うのはやっぱりドラレコ、防犯カメラ、それしかないと思うんです。やはりなかなかボランティアで立っていただいている立哨の方、やっぱり時間、数にも限りあると思います。だから、そういう意味ではその辺にマンパワーに頼らず、できることを今後やっていってほしいと思います。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議員おっしゃるように、そういう防犯対策については先ほども申しましたとおり、防犯カメラ設置補助事業を推進して、防犯力の向上を進めていきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 遺贈についてお話を進めていきます。

遺贈とはちょっと離れますけれども、申し訳ございません。近年、国立科学博物館のクラウドファンディングで、目標の1億に対して最終9億2,000万円を寄附を募りました。また、この近く近隣では法隆寺の植樹の剪定等ができないということで、目標2,000万に対して約7倍の1億5,700万の寄附を募りました。この2例ですが、新聞紙上の受け売りで申し訳ございませんが、見たところ、運営会社はなぜ必要なかを現状をしっかりと説明、ご協力くださる方への感謝の気持ちをしっかりと表現すれば、前に一步進むと述べています。

河合町におきましても、一つの例ですが、少子高齢化の中で高齢者のお方が多く、スポーツに励んでおられます。健康維持の観点から国保機関も感謝していると思われまます。このスポーツ施設を維持管理し、10年後、20年後も同じようにスポーツができるように、使用できるようにするためには、多額のお金が必要になります。私は遺贈をベースに、将来高齢者や中学生までが無料で施設を使用できればと思いますが、いかがですか。

また、町の小中学校におきましても、修理や改修が必要な場所が多くあります。目的を明確にして遺贈に取り組みませんか。問題があれば教えてください。また、できない理由があれば、今分かる範囲で全て述べてください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ご質問の趣旨というのが遺贈寄附ということですので、今おっしゃったような目的がある部分につきましては、今後そういった形で対応していきたいと思うんですけども、まず遺贈寄附ということにつきましても、その方の生前の意思というものを反映させる部分がございます。その中に、議員おっしゃったような目的、例えばスポーツ施設に私の生きたあかしを残したいとかいう形でおっしゃるようなことがあれば、もちろんそういったことに充当していく考えではございますので、できるかできないかという問題はちょっとさておきななんですけれども、遺贈寄附ということにつきましては、そういう形でその生前の方のご意思というのを尊重した形で取り組んでまいりたいと思っておりますので、そのあたりはご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 当たり前なことなんですけれども、皆さんご存じだと思んですけども、確認だけさせていただきます。

遺贈のベースにあるというのは、自分のお金は死ぬまで自分の好きなように使いたいと。当たり前ですね。との思いが遺贈寄附のベースにあります。最後まで生き抜く力、生き抜くこと、自分がそして達成できなかったことを次世代で達成してもらえたらすばらしいし、すてきなことだと思いますが、その辺の考え方は同じでよろしいですね。

それと、先ほど答弁の中でありました某銀行ということなんですけれども、ここは協定を結んでいたらお名前も具体的に出してよろしいんじゃないんでしょうかね。

○議長（疋田俊文） 課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） おっしゃるとおり、まず1つ目と申しますか、遺贈につきましては生前にその方のご意思を酌んで、その方の生きたあかしというのを残すというのがまずは大前提だと思っております。それについて、そういう形を円滑に、そして確実にしていただくということで、地元金融機関と協定を結んでいるということを私先ほど答弁させていただいたんですけども、ちょっとこの場でございますので、ちょっとお名前のほうは控えさせていただきまして、その辺ホームページ等には載せておりますので、その辺で確認していただくということでご理解いただけたらと思えます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今回の質問の原点というのは、高齢者の方から先日、私佐藤が質問されました。佐藤さん、家や土地、うちのもんやと。預貯金もちょっとやけれども残っていると。わしら身寄りがないから、死んだら河合町は葬式出してくれんのかなと聞かれました。これはもちろん公的な団体でございますから、個人のお葬式出せません。河合町はそのように説明しました。そしたら、輪をかけて言われたのが、3か月たったら国庫に入るんやろ、みんなお金はと。土地も家も売られて金額になって。遺言等がなければ河合町でどうすることもできないこととお話ししました。このような方はこれから増えてくるし、多いと思われま。どのように私たちがお話を聞いて、どのように進めたらいいのか。そこの真心の寄附をどのようにつないでいったらいいのかということで、某銀行との協定があるのであれば、大々的に年に2回、3回、やはりこれから主力になっている人口の河合町は高齢の方が多いんですから、その方にあなたのやり残したことを次世代につなげませんか、そういうふうな広報にもっと力を入れていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） おっしゃるとおり、ちょっと周知という部分につきましては今後検討する必要があると思います。河合町の人口構造につきましても、高齢化が進んでおりますので、そういったご希望というのも今後多くなっていくと思っております。

おっしゃるとおり、例えば遺言を書こうと思っても、どういうふうに書いたらいいのか分からないということもありますし、単純に手続的にどういったことをまずしたらいいのか分からないということももちろん実際問題としてあると思います。そういった部分につきまして、今後広報紙で、一人一人に対しての営業とかというのは確かに無理なんですけれども、案内という形で掲載していけたらと思っておりますので、その辺またどういった形で載せたらいいのかというようなことも含めて、ご指導もいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） そのように、できるだけスムーズに動けるようにしてあげてください。

広報に載せるときには、いつも思うんですけれども、下に内線何番、部署と書かれていま

す。一言書いてあげてください。お年寄りの方にも今回の件でも、これを見て分からない方は窓口、ここに来てくださいということで、名前3名ぐらい書いとったら、その人を訪ねてくると思いますよ、お年寄りの方は。そのぐらいの温かい気持ちを持って接してあげてほしいなと思います。

それと、ここで先進事例というかちょっと紹介したいと思うんですけども、ある新聞のお話ですけども、生駒市はもうこれ3年ほど前に出た新聞ですわ。日本財団に勤めの方を職員で採用。その方の決意として、5年後には寄附で10億募ると、某新聞には書いていました。それと、大阪市西区はサポート会社レディーフォー東京と西区役所が包括連携協定を締結して、相談者の希望と合えば遺贈先として西区役所を紹介する流れです。人生の最後に地域へ、社会貢献することで、満足感や幸福感を得られる。相続財産が減るので、節税効果もあると担当会社は述べています。ここで一つの例、出ていたんですけども、独り暮らしで男性で、どのぐらい残せるか分からない、お金が。今お元気なんで。相続人が姉と妹がいたと。そのときに包括遺贈をして3分の1に、亡くなったときに姉に、3分の1妹に、3分の1を区のほうにということで決断されてきました。この方のコメントですが、コロナ禍で自分も死を意識した。修学旅行にも行けない子供たちを見たときに、社会のことを考え、将来を担う子供のために使いたいと思ったと述べられています。

河合町も某銀行と協定を結んでいるなら、広報に力を入れてやる必要があると私は考えます。いかがですか。

○議長（疋田俊文） はい、岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） いろんな事例も交えながら情報をいただきまして、ありがとうございます。他の公共機関等の広報のやり方とかも見ながら、また進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（佐藤利治） 災害時発生 of 危機管理について再質問を進めたいと思います。

避難所は全員がたくさん来られたときに、来られる、来られない問題が確かにあります、道路が分断されていたりとか。それが無い場合には、どなたが開設するのか。また、住民の方が着任しても開設ができますか。開設マニュアルが現場避難所にきちんと置いてありますか、所定の場所に。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

避難所の担当の職員が配置がどうなっているかということにお答えさせていただきます。

まずは、体制につきましては、職員が各避難所に2名配置するような体制を取っております。ただ、状況に応じてやはり参集の人数が少なくなったりといったところがありますので、その辺、状況を見ながら臨機応変に対応していかないといけないのかなと思っております。

あとは、各種団体ですね。消防団とか今でしたら防災士さんとか、そういった方にご協力いただいて、避難所の運営とかを体制の一つに組み入れていきたいと今後は考えております。

マニュアルについては、今現在は個々具体的なマニュアルはないんですけれども、これから防災士でネットワークを組んでいまして、その中で個々具体的なマニュアルの作成について今検討している段階でございます。それが策定に至った場合は、各避難所に個々具体的な避難所マニュアルを設置するといったことで考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 地震、雷、火事、おやじと昔から言われますけれども、そのように一番上にランクされている地震ですので、早急にその辺はマニュアルのほう対応をお願いします。

それと、現在ペットを飼っている方も多くおられると思うんですけれども、動物を連れていけない理由で、避難をちゅうちょされる方が特にお年寄りの方は多いんですね、猫と一緒にいられへんからとか。これからはやはり家族の一員と考えて、進んでいる市町村では同行避難、同室避難ということもやっているところがあります。考える必要があるんじゃないかなと思いますが、検討していただけますか。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ペットの同行、同室避難ということなんですけれども、確かに議員おっしゃるようにペットを飼っておられる方というのは家族同然だと。一緒に避難したいということをもあるんですけれども、やはりペットの飼っていない方に関してはアレルギーのお持ちの方とか、動物が苦手な方もおられますので、その辺慎重に配慮する必要があると。今の体制については、そういう同行、同室避難については考えてはございません。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私が調べた一部分ですけれども、愛知県知立市、千葉県茂原市、愛知県

犬山市、同レベルであれば広島県の熊野町、岡山の各市、かなり進んでやっておられます。もし興味があれば参考に見ていただきたいと思います。

少し時間に余裕ができましたので、今災害のことについて職員の方、理事者の方に質問をしてきましたけれども、関連質問をここでちょっと進めてまいりたいと思います。

これは私たち議員にもできることがあるんじゃないかなと、そういうイメージを思いまして、先ほどからお話ししてもあるように、特にこの河合町外の地域外からの登庁では、やっぱり道路の寸断、混み具合、交通の。かなり時間が必要と考えます。先ほども1日で当日中に来ると、約171名の半分ぐらいが、1日目夕方に来てやはり初期対応というのは後手になるんで、そういうふうな発想に立ちました。それで、個人的な考えですけれども、歩いてでも登庁できる私たち議員がいます。議長、先輩議員の賛同、ご指導をいただいた上で、議員の災害時の行動マニュアルをつくるべきと考えます。現在全国的な議会の災害対応は、国の指針としては災害対策基本法の中、また地域防災計画には議会に関する定めがございません。この中で、防災士でもある防災に関心のある住民との話の中で出た話題を3点かいつまんで質問させていただきます。

河合町の議員が、災害時活動するのはいいが、議員にも河合町と分かる上着は必要ではないかと。何でないんだと聞かれました。

2点目、議員から事務局に急ぎの電話するのに、直通電話がないのはなぜやと。危機管理がなっていないなどというご意見をいただきました。

それと、3番目、3階議員控室にWi-Fiルーターがついているのに、壁に。議員が使用できないのはなぜか。

以上、関連質問なんで、お答えできる範囲で結構です。答えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） お答えいたします。

まず、議会議員の皆様への上着と申しますか、河合町と記されたような作業服の貸与の件でございますが、我々町職員に関しましてはその必要な被服の一つだということで、被服貸与規定というのを設けて、どういった場合に着用するかそういったことを決めた上で貸与をしております。したがって、議会議員の皆様を支給する場合であっても、そういったルールをお決めいただきまして、始めていただくのが必要ではないかなと考えるところなんですけれども、その必要性につきましては、こちらとしましてはちょっと判断させていただ

く立場にございませんので、その部分については答弁を控えさせていただきたいと考えておるところでございます。

次に、議会の事務局への直通の連絡手段というところでございますが、確かに災害等が起きた場合には役場庁舎にも多くの電話が寄せられることは想定されております。その際に、電話交換を介しての電話の取次ぎであれば、確かに時間がかかってしまうおそれがございますので、そういったことへの備えというのは一般的には必要だと考えておるところでございます。ただ、その方法としましては、固定電話がいいのか、また違う方法があるのかと思われまますので、そういったことも踏まえた上で検討してまいりたいとは考えております。

最後に、3点目のWi-Fiでございますが、確かに庁舎内Wi-Fi飛んでおります。2系統ございまして、1つがLGWANといわれる行政専用のネットワーク、2点目がインターネットの系統でございます。このLGWANというのがそもそもインターネットにつながぐことは禁じられている系統でございますので、こちらにおつなぎいただくことはちょっと不可能かなと考えております。そして、インターネット系のWi-Fiでございますが、こちら本町の場合、奈良県情報セキュリティークラウドといまして、県内のインターネットの回線、市町村全てを奈良県が監視した上で高度なセキュリティーが施されたインターネット系統となっております。したがって、接続する端末の種類であるとか台数というのがもう詳細に決まっておりますので、そこに例えば個人が持つ端末をつなぐというのはちょっと今できない状況になっております。

よって、また違う系統のインターネットのWi-Fiというのを飛ばす必要があるのかなと思っておるところでございますが、ただこういったことも何分初期費用がかかるものでございますので、慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、1番目の議員にも河合町と分かる上着というのは、やはり他の議員からも、せっかく家に大丈夫ですかと来てくれているのに、どこの人か分からないということもありまして、過去に職員の作業服貸与をするときにもう担当部長、そのときの。そんな議員の先生からお金取れませんと。いやいや、全員が欲しいと言っているわけじゃないんで、もう希望者やったらお金出して買ってほしいん違うかと。そのほうが節約できるやろという話で終わっています。もう一度、だから議会で練らなあかん問題でございますけれども、

先ほどおっしゃったように。

それと、2番目の件については、もう単純に言います。ご存じだと思いますけれども、携帯電話を1つ置いてください。それで事足りることですから。

それと、3番目、Wi-Fiルーター使われへんというのは、ルールがあつて仕方ないと思います。ただ、議員控室はご存じのように議員図書館と併設しているんです。兼ねているわけですよ。今日び各地方団体、行政は、議会そうですけれども、みんなどこも。本を置くんじゃなくて、情報収集をそのパソコンですとか、そういう時代になってきているわけですわ。本を置くのは限りがあるんですよ、物量的にも。そういう意味で、できることであればタブレットを2つ、それ専用の使えるタブレットを2つ置くとか、議員控室に。そういう対応をできたら、これはまた事務局経由で言わなあかんことかも分かりませんが、そのようにしたいと思います。

ただ、私それついたときの議会運営委員会の委員長に、委員長が権限持っていますので、そしたらそんな話は町から何も聞いていない、事務局からも聞いていないと、そういうふうにおっしゃられていたんで、だからこれはちょっとおかしいやろと、そういうふうに思いましたんで、すぐさま動けるように、どういうふうに、あしたできないと思いますけれども、早急に、災害は待ってくれませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、佐藤の質問は終了いたします。

○議長（疋田俊文） これにて佐藤議員の質問を終結いたします。

5分だけ暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（疋田俊文） 3番目に、常盤繁範議員の登壇の上質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席ナンバー2番、常盤繁範が一般質問通告書に基づきまして質問を行います。

設問としましては3点準備させていただいております。

まず、1点目としましては、自治及びまちづくりの基本原則はという形で質問をさせていただきます。

質問内容を読み上げます。

河合町まちづくり自治基本条例条文第4条には、基本原則として6つの事項が掲げられています。1つ目、参加、参画と協働の原則、2つ目、補完性の原則、3番目、情報共有の原則、4番目、健全な行政経営の原則、5番目、環境との共生の原則、6番目、多様性尊重の原則。

令和5年11月9日、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会第2回目の会議が開催されました。その会議内容を質疑いたします。

1つ目としまして、推進計画の概要についてご説明ください。

2つ目、タウンミーティング、ワークショップ開催されておりますので、こちらについてもご説明いただければと思います。

3番目、ワークショップの開催の結果について、こちらのほうもご説明いただければと思います。

続きまして、基本原則3項目めですね。情報共有の原則について、これについて追加で質問させていただいております。現在町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報の公開手段としての広報紙の配布、配信状況について質疑いたします。

設問としましては、2点、紙媒体の広報紙配付状況について。

もう一点目、デジタル媒体の広報紙配信状況について。

この2点質問させていただいております。

続きまして、設問2、読み聞かせ支援事業を横断的にという形で設問を用意いたしました。

学校支援事業として、図書ボランティアがごぞいます。そのボランティア支援の一環として読み聞かせ事業があります。概要を質問させていただき、他の保育、児童、生徒への支援事業への参画の可能性を確認したく質疑をさせていただきます。

内容としましては、1点目、読み聞かせ事業の概要と実態。

2点目、絵本との出会い事業、放課後児童対策事業の概要と実態。

3番目、放課後子ども教室推進事業の概要。

これらについてまずは質問させていただきます。

最後になりますが、3項目め、財政運営に進捗率管理の要素もという形で質問をさせていただきます。

内容としましては、本年度予算に町営住宅改修事業費3,545万円が計上されております。河合町公営住宅等長寿命化計画に基づき、本年度は旭団地16棟32戸に対して、1つ目、5戸へ住宅改修工事予算1,700万円を計上している。2つ目、5棟10戸へ外壁等改修工事予算として1,670万円を計上している。3個目、入居替えに伴うリフォーム予算として100万円を計上している。4個目、19号プレハブ撤去工事予算として75万円を計上されております。合計4つの事業を予算計上されております。状況確認のため、質疑いたします。

1つ目、それぞれの予算執行、入札状況、想定される達成率、今年度中にですね。

2つ目、入札審査の基準。

3つ目、入札審査に係る内容チェックのプロセス、これは過程も説明いただければと思っております。

4つ目、議会承認を経た計画、予算にそごが生じた場合の議会への対応。

5点目、財政再建へ向けた取組へ変更を余儀なくさせる事項が生じた場合の対応ですね。

こちらについて質問をさせていただいております。

以上でございますが、追加質問については自席にて実施させていただきます。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、1点目のご質問、自治及びまちづくりの基本原則はということにつきまして、3つ、推進計画の概要について、タウンミーティング、ワークショップについて、ワークショップの開催結果についてということでお答えさせていただきます。

まず、改めてなんですけれども、町づくり自治基本条例の基本原則についてでございますが、6つございます。

1点目は参加、参画と協働の原則でございます。町民が主体的に町政に参加、参画し、地域の公共的な課題に対して町民と町が協働して取り組んでいくということでございます。

2点目は補完性の原則でございます。地域課題の解決はまず近隣町民による話し合いを基本

として、近隣の解決が難しい課題や広域的な案件は町全体で取り組み、また町でもできないことは県や国が順次補完するという形で取り組むということでございます。

3点目は情報の公開と共有の原則でございます。参加、参画には情報共有が不可欠ですし、町の持つ情報を町民に分かりやすく積極的に公開することは、町政運営の基本でございます。

4点目は健全な行政経営の原則でございます。いわゆるP D C Aサイクルを徹底させて、財政面も含め持続可能な行政としていくことと、町が地域政策を講じるときには、町民の自主性を尊重し、地域特性を踏まえた施策を行っていくということでございます。

5点目に環境との共生の原則でございます。河合町独自のすばらしい環境と人間活動を調和させて共生していくことが、持続可能なまちづくりには必要ということでございます。

6点目に多様性尊重の原則でございます。町民は多様な人々や団体などで構成されています。また、文化や慣習も異なっております。これらの違いを相互に尊重し合い、ともにまちづくりを進めていくことが大切であるということでございます。

続きまして、推進計画の概要についてでございます。

先ほど申しました基本原則の一つに、参加、参画と協働の原則を掲げておりますので、町民がまちづくりの主体として町政に関心を持ち参加、参画することを、そして地域の公共的な課題に対しては町民と町が協働して取り組んでいくということを明記しております。参画の一例としましては、基本条例推進委員会や障害福祉計画策定委員会、町民大学運営委員会など町民の参画がございます。また、協働の事例としましては大字自治会やP T Aなどによる児童生徒の登下校時の見守り、交通安全の立哨、児童の見守り活動や大字・自治会消防団、自主防災組織などによる総合防災訓練、豆山の郷の空きスペースの活用によるボランティア有志の運営などを行っておるところでございます。

基本条例というルールにより進める河合町のまちづくりにとって、参画と協働は欠かせない視点であることから、町では基本条例の具体化に向けた第一歩として、協働のまちづくりを進めるための計画として協働のまちづくり推進計画の策定を進めることといたしました。

この計画は、河合町のまちづくりを進めていくに当たって、町民、N P Oなどの活動団体や事業者と河合町が連携、協力し、協働して取り組む基本的な考え方を示すものでございます。計画では、目的、位置づけ、協働の制度説明などと併せ、河合町の現状と課題、それに基づく協働の進め方などを明確にすることになります。計画の原案は一般公募町民などで構成する河合町まちづくり自治基本条例推進委員会で検討していただくこととして、令和5年6月の第1回推進委員会会議において諮問を行ったところでございます。

今後、推進委員会での会議と併せてワークショップやパブリックコメントなどにより、町民の意見等を反映させた計画案を答申していただけるものと考えております。

続きまして、ワークショップについてでございます。

みんなで考えよう参画と協働のまちづくりをテーマに、令和5年12月2日土曜日午前10時から、場所は文化会館小ホールで開催いたしました。内容はミニレクチャーとワークショップで、参加、参画、協働についての基礎的な理解を深めてもらうことと、身の回りにある参加、参画、協働の活動を認知し、参加、参画、協働の主体が自分たちであるということを確認していただくことを目的として開催したものでございます。

申込期限の11月17日では10名程度の応募でございましたが、各種団体への声かけ等により、当日は23名の方が参加していただきました。内容については後日ホームページ等で公開したいと思っております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） こちらからは広報関連の紙媒体の配布状況、またデジタル媒体の配信状況についてお答えさせていただきます。

令和5年度上半期では、自治会加入及び未加入、また公共施設やコンビニエンスストア、郵便局などへの配架も含めまして、毎月6,900から7,000部の配布になっております。

また、デジタル媒体の広報紙の配信状況について、令和5年度上半期、毎月1日にデジタルではホームページに公表しているんですけども、広報や広報かわいといった名前での検索、またアクセス件数については約8,000件です。

また、令和3年度の終わりになります令和4年の1月に本町では、マチイロという全国の広報紙を見ることができるアプリに登録しております。こちらのマチイロの登録者数、河合町民の中では現在153件という報告を受けております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） 私のほうからご質問2つ目の読み聞かせ支援事業を横断的にいうところで、ちょっと順番は入れ替わりますが、2)の絵本との出会い事業、放課後児童対策事業の概要と実態について答弁させていただきます。

絵本との出会い事業の概要ですが、絵本を通して親子の触れ合いを豊かにはぐくんでいくための事業になります。絵本との出会いの大切さや楽しさなどを保護者の方に伝えたり、実

際に赤ちゃんとその保護者の方に読み聞かせをして、ともに楽しむことを伝え、絵本をプレゼントしております。

当町では、平成16年からスタートしており、3、4か月児健診で全乳児家庭に実施しております。コロナ前までは図書館の司書と地域ボランティアで行ってまいりました。コロナ禍では問診担当の保健師が説明のみをさせていただき、絵本を渡してまいりました。この5月に5類になりましたので、改めて図書館と連携を取り、読み聞かせボランティアを募集し、読み聞かせ講座を受講していただきました。その参加者の方々のこの12月、本日お昼からの3、4か月児健診で、親子の安らげる時間として絵本との出会い事業を再開いたします。

次に、放課後児童対策事業ですが、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の空き時間等を利用して、適切な遊び及び生活の場で児童の健全な育成を図ることを目的としております。

当町では、一小と二小に学童保育があり、現在一小69名、二小90名が登録しております。現在学童の生活時間の中に読書時間としては設けていませんが、子供たちの中には学習時間や自由遊びの中で読書をしてお迎えまで過ごす子供たちもいるという状況です。

以上でございます。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうからは2つ目、読み聞かせ支援事業を横断的にの1つ目、読み聞かせ事業の概要と実態について答弁させていただきます。

読み聞かせにつきましては、学校支援ボランティアに登録していただいている各小学校の図書ボランティアにより、実施をしていただいております。第一小学校では水曜日の1時間目を学校図書の時間と設け、担任により選書など図書に関する内容の中で読み聞かせも行っております。また、この時間以外にも1年生から3年生を対象に、図書ボランティアにより読み聞かせを各学年1学期に一度行っております。第二小学校につきましては、図書ボランティア、読み聞かせボランティアにより、二小タイム、2時間目と3時間目の間を利用しながら行っております。コロナ禍で実施できておりませんでした。今年度より再開しているところでございます。

以上でございます。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 私のほうからは、同じく2番目の読み聞かせ事業を横断的にのうちの1つ目の読み聞かせ事業の概要の部分、それと3つ目の放課後子ども教室推進事業の概要についてお答えさせていただきます。

まず、読み聞かせ事業につきましては、奈良県学校地域パートナーシップ事業の中の学校における働き方改革を踏まえた地域のボランティアの活動の一つです。ボランティア活動のうち、図書ボランティアの活動として、学校図書館の環境整備や読み聞かせ活動があります。

3つ目の放課後子ども教室についてですが、放課後子ども教室は同じく奈良県学校地域パートナーシップ事業の中の地域住民等の参画による放課後等の学習支援、体験活動の一つと位置づけられる事業です。地域の大人が指導者として関わり、勉強やスポーツ、主に体を使ったゲーム、地域住民との交流活動などを通じて、コミュニケーション能力を養い、地域社会の中で健やかに育まれる取組を行っています。また、活動計画を指導者がつくるのではなく、集まった子供たちに何をするかを考えさせ、自主性、協調性も育てています。

以上です。

○住宅課長（森川泰典） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 私のほうから、3点目、財政運営に進捗率管理の要素をの1)から3)について回答させていただきたいと思います。

まず、1)ですが、4項目の事業にして事業名、予算額、それと予算執行、入札状況、想定された達成率の順番で回答させていただきます。

まず、1つ目、住戸改修工事、予算額1,700万円、入札済み、5者による指名競争入札、40%になります。

2つ目、外壁等改修工事、予算額1,670万円、入札済み、5者による指名競争入札、100%になります。

3点目、入居替えに伴うリフォーム、予算額100万円、随意契約済み、3者による業者見積り合わせ、100%になります。

4点目、19号プレハブ撤去工事、予算額75万円、随意契約及び竣工済み、3者による見積り合わせ、100%になります。

2つ目、入札審査の基準及び3点目、入札審査に係る内容チェックのプロセスについて、併せて回答させていただきます。

工事発注担当課より、業者選定、入札執行依頼書、指名業者選定資料及びその他の資料を作成し、入札担当課である管財課に提出させていただきます。その後、指名業者選定資料に基づき、河合町建設工事請負業者選定審査会にて業者選定の審査が行われ、管財課が入札を執行いたします。その入札執行結果が担当課に報告があり、工事が発注される流れです。

私からは以上になります。

○財政課長（松本武彦） 議長。

○議長（疋田俊文） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 私のほうからは大きな3点目、財政運営に進捗率管理の要素もという項目のうち、4点目と5点目、議会承認を経た計画予算にそごが生じた場合の議会への対応、それから財政再建に向けた取組へ変更を余儀なくされる事項が生じた場合の対応という、この2点について回答をさせていただきます。

まず、計画予算にそごが生じた場合の対応でございますが、計画と実施に差異が生じることは想定ができる事柄であると。その場合ですが、そのときそのときで柔軟に対応をしております。また、他の事業との調整も必要であるというところから、事業の実施順序であったり、実施内容の再考など調整、整理をしながら予算に計上して議会にご審議を受けているというところでございます。

5点目でございます。

財政再建に向けた取組につきましては、財政健全化計画でお示しをしているところでございますが、この計画につきましてもその時点その時点の財政見通しの修正というところは予定をしているところでございます。

ご質問にございます変更を余儀なくという部分のその程度にもよりますが、まずは他の事業との調整、それでも解決できない場合は大きく計画を変更するなど、その変更の程度により対応は変化することとなるということでございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、答弁者として示させていただいてはいるんですが、そのとおりにはお答えいただいておりますので、その辺については後でしつこくさせていただければと考えておる形ではございますが、追加質問をさせていただきます。

まず、設問1の部分ですね。こちらについてなんですが、確認をさせていただきます。

一応11月17日の締切りという形で参加者を町民の方に周知しましたよね。募集状況がありました。最終的にはご説明いただいたとおり、23名の方の参加があったという形であったんですけども、どうですかね。単純に募集を出して集めるというのはなかなか難しい状況ではあるんじゃないんですか。というのは、ご答弁の中にもあったように、各種団体に働きかけているはずなんですよ。募集状況10名、これでは少ないと。少し今後再考すべきではないかなと、周知の方法ですとか。また、前提としてもう最初に募集要項を出すという形の時点で各種団体のほうにも同時進行でもう声をかけると、そういう形の方法もあるんじゃないかなと思います。今回の経験を経てどのように考えていらっしゃいますでしょうか。ご答弁いただけますか。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） こういった行政機関がする自主的な会議の募集というのはなかなか集まりにくいというのが現状でございます。こういった形で募集をしても、結局は最終的にこういった足りない部分を行政から各種団体に声かけさせていただくとかいう形ですと、今度30名という定員でございました。その中で、まずは一旦こういった広報を打って自主的に手を挙げていただくことがまずは尊重していきたいと思っておりましたので、まずはその11月17日という締切りの中でどれだけ来ていただくかというのを確認させていただきました。その上で、各種団体にも声をかけさせていただくという流れの中で、12月2日が開催日だったので、その半月前といいますか、その期限を設けさせてもらって、その中でちょっと余裕を持たせていただきまして、各種団体に声をかけさせていただいたという状況でございます。

今後なかなかやっぱりこういう機会というのは自分で手を挙げて、特に働いておられるような方であれば、土日開催するというのであればお子さんの習い事とかもありますので、出にくい状況かなと思います。そのあたりはちょっと地道に声かけしながら、今回参加していただいた方にもぜひ次回も参加していただきたいということも声かけさせていただいておりますので、そういったところで広げていただいたらということで、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、その件について追加で確認をさせていただきたいんですけども、

私、当日、片づけも手伝うわという形で事前にお話ししていて、タウンミーティングのほうには、少しあなたの場合は先走ってしまうところがあるから、ちょっとご遠慮いただきたいというところもあって、本来、審議委員の1人でもあるんですけども、遠慮させていただく形を取って、見学はさせていただいたんですね。それで、募集の状況ですとか、当日の参加者の人数というのは、事前に把握させていただいておまして、果たしてどういう形でワークショップが行われるのかなというのは、非常に心配していたところでした。

その中で、非常に私、見学していて思ったのは、すごくアットホームな雰囲気です。タウンミーティングが実施されていたんですよ。非常に参加されていた方とも、何人かと少しヒアリングをさせていただいたんですけども、こう言っていましたわ。ふだん、立場が違う形で行政サイドの職員さんという形とやり取りしているのではなくて、同じテーマの中で、例えばこのまちづくり自治基本条例の推進委員会の委員さんとか、これは町民の方なんですけどね。それと、町の職員さん、行政職員さんが一緒にワークショップできた、そういった雰囲気というのは、非常に親近感を感じたと、すごく新鮮でしたというお話を伺ったんですよ。

私として思うのは、給与の策というか、本来そういう意図ではなかったのかもしれないんですが、町の職員さんが5つに分かれたワークグループにそれぞれ配置されて、その中で誘導役ではないですけども、あまり介入せずにアットホームな雰囲気の中でワークショップが行われたというのは、今後も続けるべきじゃないのかなと。

定員30名という形でワークショップをこれから行うにおいて、特にこのまちづくり自治基本条例の部分に関連することについては、行政職員さんも含めてワークショップを実際にこれから行っていくと。それが行政職員さんが常に持っていらっしゃる課題ですとか、それに対して業務している内容、そういったものも、町民の方々理解した上での周知につながっていく。これが言わば共同参画の一つの一助になるんじゃないのかなと。非常にいい形のワークショップであったと私は考えるんですが、担当課長としてはどのように考えますか。私はよかったと思うんですが、いかがでしょう。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 当日、議員にもお片づけしていただきまして、ありがとうございました。

総体的に私の個人的な意見ということで述べさせていただくと、非常によかったと思っています。人数も実際23人ということだったんですけども、これもちょうどだったと思っ

ております。それはなぜかという、まず2時間30分という枠がございました。土曜日のお休みのところ、10時から12時半までという時間の中で、限られた時間でございます。その中でいろんな講座といいますか、レクチャーも踏まえて、あとワークショップということの意見交換という部分、最後、意見発表ということもありましたので、そういった部分を踏まえて、ちょうど的人数とちょうど時間だったと思っております。

私も、そのワークショップのグループの中のファシリテーターになっておりまして、その中でも意見としては、非常にこの機会ってよかったと、思ったよりよかったという意見もございました。

最初は、硬いテーマでちょっとやっていたんですけども、だんだんやっぱり時間がたつにつれて、皆さんリラックスされたような形もありましたので、ワークショップというのはこういうものだと思っておりますので、議員おっしゃるとおり、気楽にリラックスして意見が出せるような状況というのを今後もつくっていきたいと思っておりますので、またご指導、ご鞭撻いただきたいと思います。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

私としましては、これ予算上の話の部分にもちょっと触れたいと思うんですけども、今回、ワークショップを実施するに当たって、NPO団体の方々の支援があったわけですね。支援といいますか、予算をしっかりと計上した上で、かしこまった硬い言葉ですけども、仕事をしてもらった形なんです。その仕事の仕方として非常によかったのではないのかなと。そういった雰囲気、要はテーマを設けて、雰囲気をつくるという形のものを、さすがほかの自治体でもされていたんだなというところの部分、十分理解できた形でございますので、言葉は変かもしれませんけれども、行政職員だけで、例えば担当課長ですとか、それに関連する部員さんたちで何とかしようというのではなくて、しっかりと町の予算を立てて依頼している業者さん、NPO団体いらっしゃいますから、十二分に活用して、共同参画の意識を全町民に広がるような形で今後行っていただければなと。その端緒として、今回のタウンミーティングというものはよかったのではないかなと。

しかしながら、今後は規模をもう少し大きくしてもいいのではないかなと。そういった機会も設けるべきではないのかなというふうに感じるころはございましたので、汲み取っ

ていただければと思います。

では、次の追加質問をさせていただければと思います。

2番目としまして、広報誌の紙媒体、デジタル配信の状況、ご答弁いただきました。

私としましては、近々の話なんですけれども、12月2日の日、夜、地元の自治会の寄り合いがございました。これ毎月第1土曜日の夜の7時半から実施されているものであるんですけれども、私、オブザーバー参加を依頼されておりまして、参加させていただいて、行政の課題ですとか、行政のほうでこういう形のものがありましたよと、発表がありましたよというものをお話しさせていただくだけの立場、意見を言う立場ではないという形で参加させていただいているんですけれども、その際に、私としては答弁はしていないんですけれども、あるうちの自治会でいうと垣内といまして、ほかの自治会だと班になるんですかね、その単位の委員さんからこういったお話がありました。

本来、私は、今年度で役割は終わり。来年度からは別の人間が20年単位ぐらいの順番表に基づいてすることになっていると。ところが、その方が何の理由もなく辞めてしまいました。脱退したと。理由も何も告げずに。そうなりますと、次の次の方がその役割をする形になっている。しかしながら、その方に声かける前に、理由も告げずに私も脱退しますという形で告げてこられて、一方的に脱退されてしまった。ほかの人間に、その順番に基づいてどんどんあっせんしていくと、どんどん抜けられていく可能性があるので、私が来年も受けざるを得ない状態になっていると。これは非常に由々しき事態であって、どうしたものかなと思っ困っているという意見がございました。

私としましては、そのお話を伺って、自治会によって役割分担されることというのはそれぞれ違いますけれども、私が住んでいる地域の自治会というのは、やることがすごく多いですね。そういったものを軽減化していくということも一つの課題としてあるし、またこのまちづくり基本条例と自治基本条例というのは、将来的にはそれぞれの自治会がいろいろなことをしようとすると、維持できないという部分のところのテーマもあって、もっと全体の町民参画を促していかなければいけないという考え方に基づいて条例制定されているところでございます。今、地殻変動的にそういった地域の課題というのは出てきているわけです。

その中で、この町の広報誌の配布についてなんですけど、実際にそれぞれの自治会に部数が配布されて、自分のところでしますよという形であれば、その班に振り分けられて、各戸に配布されている形であるんですね。そういった状況を将来的に考えますと、高齢化率も進んでまいりますし、なかなかそれすらできないと、そういったことがしんどいと、大変だとい

う地域もどんどん出てくる可能性がございます。

それに対して、私もどちらかというと、そちらのほうになるんですけども、紙媒体のものをあまり見なくなっています。デジタル媒体のものに目を通して、自分の知識、もしくは状況把握という形のをさせていただいているところでございます。

現状において、先ほど答弁いただきました、ほぼ90%ぐらいになるんですかね、6,900から7,000部を配布するという形を取っておりますが、今後は、将来的には選択制を取るべきではないのかなと。うちは紙媒体要りません、デジタルで見えていますからと、そういったところも1軒1軒確認しつつ、ある程度の軽減化を図る。また、状況によっては、新たに入居される転入者の方については選択制を取らせる。紙媒体要りませんと。うちはデジタルのほうだけで十分ですと。そういった選択を取らせて、なるべく紙媒体の発行部数、また配布部数を抑えていくと。それが地域住民の方にとっても軽減化される。また、その地域の自治会の役をやりたくない、大変だからといったところの軽減化につながるのではないかなと思うんですが、その辺については何らかの取組を現在されておりますでしょうか、ご答弁いただけますか。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） ご質問ありがとうございます。

広報広聴課が新設されたのが令和2年度になります。この令和2年度より、広報広聴課も含めまして、自治体活動の負担軽減であったり、デジタル化や環境への配慮も含めて、紙媒体による配布の縮小については継続して検討しております。そのため、紙媒体ではなく、広報誌の専用アプリの導入でありましたり、ホームページに掲載する際の出し方の工夫などもしてまいりました。

不定期で実施していたSNSによる月初の広報の配信しましたよという告知につきまして、告知がホームページのみになっている月が多いので、今後、同時に確実に配信していきたいと考えております。

また、転入時の確認というご提案いただいているんですけども、こちらにつきましては、町からの全戸配布が確定してからのものと考えております。といいますのも、現状、広報が要る要らない、自治会加入するしないというのは、転入された方に対して大事であったり、自治会のほうからお声かけいただいている状況になります。こちら個人情報の壁というものがあまして、町のほうで意見を徴取したものを自治会さんのほうにお知らせでき

ないという現状がございます。

また、昨今、個人情報への保護の意識が大変高く、例えば「こども110番」の旗というのは、皆さんの地域でも回覧で継続するしないとか、交換してほしいであったり、新しく加入する、そういう意見の更新を行っているというのはご存じかと思うんですけども、個人情報をさらすのかというようなお声が行政のほうに届いている件もあります。本当に自治会さんのほうでそういった回覧を回していただいて、紙媒体の要る要らないを取っていただくのが一番早く回していただける可能性があるのかなとは思っているんですけども、こちらについても、まだ現状、検討している段階です。

また、全戸配布の確認手法といたしましても、コロナ禍で政府からの全戸へのマスク配布というのがあったかと思うんですけども、ああいった形での全部の家にポスティングさせていただいて、郵送、もしくはオンラインでの回答を求めるといことも検討はいたしましたが、現状、費用対効果を考えますと、河合町の財政状況では厳しいかなというところで止まっております。

また、全戸配布に関しましては、11月22日を締切りといたしまして、全大字・自治会のほうに配布に関するアンケートというのを今年度行わせていただきました。回答の数といたしましては、13件ご回答いただきまして、うち15%、約2件に関しましては、町からの全戸配布を望むということでありましたが、そのうち11自治会につきましては、現状のままで相互扶助という形で自治会で配布することを継続という希望が現状の回答になっております。

現状、今、広報広聴課のほうで取り組んでおります部分につきましては以上です。

また、紙媒体のやはりエコロジーの観点というのもありまして、広報広聴課ができた時点では7,300部ほどを印刷していたので、現在100減らし、50減らして7,150部、やはり在庫が残るのももったいないことでもありますし、印刷に関する経費、紙を減らすという観点でも検討しつつ、ある程度は在庫も必要だということで、配布部数、印刷部数に関しても、状況に応じて変更はしている状況です。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） もろもろの課題があるというのは理解できております。また、ご説明いただきまして、ありがとうございました。

簡単ではないというのは理解しております。例えばですけども、デジタルで見ないで紙

で見たいときもあるし、それぞれ選択の余地はあるわけですから、必要性はあると思っています
るんですね。

しかしながら、1つ確認したいのは、現状においてデジタル配信しているものと、紙媒体
で、例えばですけれども、広報誌にこういった形でビラを差し込んでいる分、これ全部全て
デジタル配信のほうで把握できるのかどうかというのは確認したいんですけれども、いかが
ですか。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） そちらにつきましては可能と考えます。こちらのほうの配布、
挟み込みに関しましては、事前にご連絡をいただきまして、こちらのほうで挟み込みの対応
をしておりますので、その時点でデジタルのデータをいただいて、河合町のホームページの
ほうに広報誌と同等の掲載をするということは可能であると考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、デジタル、紙媒体、双方、同じ情報量、同じ内容を配
信する、配布するということが、まず前提としてあるのではないかなと思いますので、ご答
弁いただいた内容については、鋭意努力していただければと思います。

たまにデジタルのほうで入っていないなど、あれ、これ確認したいな、でも、紙のほうに
入っているなというのを何件か確認しておりますので、そこは早急に対応していただければ
と考えますので、よろしく願いいたします。

設問1に関しましては、以上とさせていただきます。

では、続きましてなんですが、2番の項目ですね、読み聞かせ事業の部分についてなんで
すが、各事業について確認をしているんですけれども、確認をさせていただいたんですが、
これ基本的には、それぞれの事業において読み聞かせの方々に依頼しているという方、また
登録してもらおうという形を取っているんでしょうか。どなたでも構いませんので、ご答弁
いただけますか。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 1つ、学校のほうにつきましては、学校のほうと放課
後子ども教室につきましては、学校地域パートナーシップ事業ということで、こちらのほう

については生涯学習課のほうで登録をさせていただいている方にさせていただいております。

あと、子育て支援課のほうでしている部分については、そちらのほうで依頼という形にはなってきます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、この学校支援ボランティア事業としての図書ボランティアというのがあって、図書ボランティアさんが読み聞かせの事業をしたり、これは小学校向けなんですね。しかしながら、町全体としては、様々な事業で読み聞かせの事業を実施しているんですよ。私は、この団体を統一化すべきではないのかなと。また、その統一化された一つの団体に対して、それぞれの町の事業がオーダーを出すという形を取る。そのオーダーを出されたものに対して、来年度、実際に実施してみて、反省点を踏まえて、もっといい形の企画運営できないものかって、またそのボランティアの団体の一つの団体が検討するような余地をつくるべきじゃないのかな。

今の状態の部署横断的なオーダーの出し方、登録制を取っていると、包括的な考え方ってなかなか植え付けられないような気がするんですね。私としましては、それぞれの各事業というのは、優れた事業というのは理解しております。しかしながら、それを実際にされる団体の方々が少しまとまりがなかったりするんです。

実際のところ、ある形としましては、コロナもありましたので、なかなか難しかったと思うんですけども、旧第三小学校の学校支援ボランティアの方々の何人かからお話を伺ったことがあるんですね。コロナもあったからだけれども、三小がなくなってから、我々自分たちが参画する場所がちょっと見えない状態になっていて、今、いろんなどころを見学させてもらいながら、どういったことができるかなって考えている人たちも結構いるんだと。そういった方々が実際に図書ボランティアを見学にいらっしゃって来たり、そういった中で手伝えることはいっぱいありますよという形をお声がけいただいたりとか、そういった声も聞いております。

私としましては、しっかりと一つの団体として、読み聞かせ団体という形で、行政サイドとしてはサポートして、そこに対して横断的に各事業においていろいろ企画を出してもらうとか、またオーダーを出したのに対してしっかりと実施していただくとか、そういった形のを今後は働きかけるべきではないかなと、そのように考えているところであります。

加えてなんですが、私としましては、縦割りの行政というのはどうしようもないんだよ、

どうしてもそうならざるを得ないところがあります。理解しております。しかしながら、子供が生まれてからの新生児のところ、また保育、児童と呼ばれる状態、あとは生徒と呼ばれる、そこまでの子育てのプロセスのところの部分については、包括的に何らかの形のポジションを町として設けるべきじゃないのかなと。

それぞれの所掌されている部署としては責任を持って行っているけれども、しっかりと横断的に河合町で一人のお子さんが生まれて、15歳まで、高校に行くまでは、しっかりとこういう方針で、その中でどういう形で包括的に子育てをしていくんだというところを経験と、また今までの経歴、そういったものを含めて、非常に適切な人材がそこに何らかのポジションについて、横断的にするための一つの形として、縦割りになっているそれぞれの部署に対して包括的に管理するような、そういった立場も必要性があるんじゃないのかなと私は考えております。

また、その人材としては、非常に、名前は申し上げませんが、適格者がお一人いらっしゃるのではないかなとっておりますので、行政サイドとしましては、しっかりと将来的な部分でお考えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、3個目ですね。3つ目の質問についての追加質問をさせていただきます。

非常に厳しい形で申し上げますが、(1)番、5戸へ住宅改修工事予算1,700万円計上の部分の今年度経た上での進捗率という形にすると、40%ですというご答弁をいただきました。残り60%どうするんですか。ご答弁いただけますか。

○住宅課長(森川泰典) 議長。

○議長(疋田俊文) 森川課長。

○住宅課長(森川泰典) 今年度、当初予算5戸計上させてもらっていましたが、最終的に結果として2戸しかできなかったということで、3戸できませんでした。その分については、令和6年度、7年度において調整して工事を予定することにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番(常盤繁範) 議長。

○議長(疋田俊文) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 予算の執行の状態としては、私、事前に確認しているんですけども、ほぼ1,700万円丸々使うんですよね。その状態で進捗率が4割しかないわけですよね。

それで、粗計算すると、あと2,500万円必要なわけですよね。今年度の計画で本来それすべきだったものが後回しになるわけですよね。その2,500万円どこから持ってくるんですか。

ご答弁いただけますか。

○住宅課長（森川泰典） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○住宅課長（森川泰典） 長寿命化計画、10年間の中で計画させてもらっている事業になります。当然、今年度、工事費が増額しております。その部分について、財政健全化等にも数字が影響していることもありますけれども、今後、ちょっと財政課等と調整しながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 必要なものが今後出てくるわけですね。財政管理上、非常に問題としてあるわけですよ。これは本来であれば、今までの河合町のやり方だと、決算を経て、実際こうでしたという形で、進捗というのが4割しかできませんでしたと。残りの分は次年度の予算で考えますと。要は予算執行が閉まった状態の半年後にやっと明らかになって、その対応を考えるということを今までずっと続けてきたんですよ。これ今現状で、県からもしっかり目つけられて、財政警報出されて、しっかりやってくださいねと言われている状態で、この動きでは、旧態依然とした動きのままでは、はっきり言って後手後手ですよ。

ですから、本来であれば、理由は分かっているんですよ。今回5戸やる予定が2戸になっちゃったと。これは説明を受けますと、十分理解できる内容なんです。しかしながら、本来であれば、議会に対してしっかりとその理由を説明していただいた上で、補正予算組むですとか、そういった形をすべきではなかったんですか。私はそのように考えるんですけども、これ後回し、後回しにしているだけですよ。どのように考えますか。どなたでも結構ですから、そうですね、町長、副町長にご答弁いただきたいという形で事前通告出しているにもかかわらず、財政課長のほうからご答弁いただきましたので、断りの一言もなく、財政課長のほうからご答弁いただけますか。お願いします。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） まず、執行率が100に達しないと。これが原因はどうであれ、補正するべきではないかということでございますが、まず予算の中で財政課からの考え方としましては、町の財政の規模というのは基本的に限りがあります。その中でこの住宅以外にもいろいろな計画がある中で、それぞれの計画との調整をしながら大枠の町全体の予算というの

をしております。当然補正ということですが、こういった事業には補助であったり起債であったりと、そういった国等からの支援というのも受けながらの事業というところがございますので、そのあたりの調整ができた上で、財政的な財源がまだあれば、当然補正という形にはなりますが、先ほど答弁させていただいたように、まずはその現行の枠の中で調整する。また、住宅課長申し上げたように、計画の期間内の中で調整するというようなところを進めているというところがございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 現行の枠で調整をするという形のご答弁を何度か繰り返していらっしゃいますけれども、実際のところ2,500万円足りないわけですよ。ですから、私としては、その前の段階で行政サイドとしてどうしようかという検討が必要だったと思うんですよ。

管財課の課長にちょっとお伺いしたいんですけども、これ入札出す前の審査されますよね。そのときに進捗率って把握していましたか、確認したいんですけども、いかがですか。

○管財課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 入札に関しての進捗率の回答をさせていただきます。

基本的に管財課におきましては、入札の執行に当たって、基本的に入札の基本情報のみしか把握はしておりません。その執行の計画の内容に関しては、申し訳ありません、管財課では把握はしておりません。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そうなりますと、各担当、関連する課長さんからご答弁いただいた。進捗率っていう意識が誰か持って、これ予算管理、執行しているんですか。そこを確認したいんですけども、誰かがチェックしないといけないはずなんです。これ一般企業だったら当たり前ですよ。これどういう状態になっているのか確認したいんですけども、どなたでも結構ですから、ご答弁いただけますか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

進捗率につきましては、管財のほうの入札に関連しましては、そこでは予算の範囲内というものは当然ですし、あと入札に関連する内容のチェック、資料のチェックとか、そういう部分を行います。ただ、その一つずつの事業に対する進捗というのは管財では行っていないと。実際には各担当部署のほうで進捗率のチェックを行っているという形になっております。

ちょっと先ほど財政課長も申しあげましたけれども、例えば今回の場合でしたら、5件を改修する予定が2件になったという部分がございますが、その中には補助金というのが入っております。その補助金というの、もともと予算の中で、限られたその中に対しての補助金という形になっておりますので、今回、例えばそれを追加しようとした場合には、単独でそれを実施しなければいけないというようなことがありましたので、年度としては翌年度以降にというような判断をしたということで聞いております。

今後、その辺の部分が議員おっしゃるように、今の額が上がっているんだから、今後もその部分が上がった状態になっていくという部分はあるんですけども、実際に住宅の改修の部分、町全体の中での事業の一つとして住宅の改修の部分がありますけれども、ほかの部分での増減というものもございます。その辺の内容を見た上で、6年度どうするか、6年度以降どうするかというのを判断していきたいというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員、あと5分ですので、よろしくお願いします。

○2番（常盤繁範） はい、分かりました。ありがとうございます。

では、副町長、財政改善のための担当という形で着任されていらっしゃると思いますので、お伺いします。

来年度、予算必要性がある程度出てくるという形になるんですけども、こういった状況でご自身が担当する数字ですね、数字管理の部分、ずれが出てくるんですけど、どういう対応をされるんですか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 来年度以降の本事業の予算管理、執行管理ということでございますけれども、担当課とよく調整して、来年度の予算編成の段階でしっかり答えを出すようにしたいと思っております。

議員ご懸念、先ほど決算のときまでというような、今までですと決算のときまでこちらから説明さしあげる機会がなかったというようなご懸念ございましたので、今回は、もう一

度、一旦、今年度の執行の状況が既に分かっておりますので、来年度当初予算の折にはご説明しあげることができるようにしっかり準備していきたいと考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 全体のご答弁の内容を含めて申し上げたいことがございます。

入札出す前に、これまずいんじゃないかって議会側に説明いただけませんか。文書でもいいじゃないですか、口頭じゃなくて。こういう状況でこういう形で、執行率がこういう形になる。それに関しては来年度の予算で、不足分に関しては戸数、計画に基づいてするのであれば、その必要性が出てまいりますと説明してくだされば、それに関してはある程度理解できるんですよ。これそのまま分からないような形で入札は一応出しましたという形であれば、気づく議員、はっきり言いますわ、今回だって長谷川議員が気づかなければ、問題提起できなかったかもしれません。こういった形のものもしっかりと考えていただきたい。

特に町長、副町長、これ財政の健全化、再建というのが、1丁目1番地で考えていらっしゃるんでしょ。でしたら、ずれが出てくるのは、後で知ったら大変なことになりますよ。来年の決算の際に数字として出ましたとあって、どうしようかって、前の町長さんと同じですよ。そういった形は私は望まないと思いますので、しっかりと考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいんですけども、最後に1つお伺ひします。

これは町長にお伺ひしたいんですけども、私としては、予算を実際に管理する人間、それと執行する人間、それと、その状況として、その執行状況では、進捗率がどのぐらいになってしまって、その後どういう状態で手だてが必要になるかというものを管理する人間は非常に大事な人間だと思うんですよ。これが一人一人の課長さんにお任せするという形を現状では取っているかもしれませんが、その統括監として、全体を見渡せる、先を見越した形で管理できる人間をしっかり設けるべきだと思うんです。また、その立場に立つ人間は、それなりに高給取っていいと思うんですよ。新たに別に給与規定を設けて、それすごく大事ながジションですので、そういった形も考えるべきだと思うんですが、いかがですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） お答えします。

今、常盤議員のご質問、まさにそのとおりだと考えています。私も5月から就任させていただいて、この事業について、本当に、本来、戸数が変わるのであれば、やはり議会のほう

に、また一旦は予算化して、何か所やるというような話が出れば、やはりその変更があれば、議会のほうに報告すべきだと思います。

今回、私、就任して間もなかったもので、しっかりと管理はできていなかったと思いますし、今後、しっかりと進捗率なり、また計画どおりに進めるように今後考えてまいりたいと思いますし、特にやはり物価高の現状において、資材高騰、また様々なものが高騰してまいりましたので、すぐに工事をとということで、今回、そのような形になりました。

次回からしっかりと担当も決めて、進捗率の管理、また工事発注の管理、また計画どおりいっているかどうかということも随時対応してまいりますので、どうかご理解をいただけたらありがたいと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員、3分ですので、まとめてください。

○2番（常盤繁範） はい。では、最後に発言をさせていただきます。

私としましては、誰が悪いとかそういう形の話をしているつもりはございません。形として、責任をそれぞれ全うしているんですよ。仕事はしているんですよ。しかしながら、どこか抜け落ちているところがあったので、指摘させていただきました。

また、今後それを担当する人間というのは、非常に重責を担う可能性があります。しかしながら、非常に重要な内容でございますので、これを繰り返していたことによって、河合町の財政状況は累積損失が非常に大きい状態、ごめんなさい、お金を返すものが非常に重くのしかかっているという形のもが見受けられますので、我々議会議員としても重要視して見ていきたいと。また、一緒に財政改善していければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で常盤繁範、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

昼1時半から再開いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時30分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

常盤繁範議員ですが、午後から欠席届が提出されておりますので、ご理解願いたいと思います。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきますので、その後、30分を過ぎて発言を続けた場合、終わらせていただきたいと思います。

◇ 中山義英

○議長（疋田俊文） 4番目に、中山義英議員、登壇の上質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。
質問事項1、公共施設用地の未登記問題に関して。

令和3年12月議会で、公共施設用地の未登記問題の一般質問を行ってから2年になります。
その後の進捗状況について質問します。

- 1、現時点で未登記道路は、何件・何筆ありますか。
- 2、未登記道路で、所有権移転登記が完了したところは、何件・何筆ありますか。
- 3、未登記道路で、固定資産税が課税されているところ所は、何件・何筆ありますか。
- 4、市場集会所、河合第一小学校、河合第一中学校、城古地域コミュニティ消防センターで、一部未登記になっていた土地の所有権移転登記の進捗状況について。

質問事項2、債権管理等について。

令和4年度に、公債権全般と私債権の一部の個別外部監査が実施されました。担当弁護士による個別外部監査の監査結果報告では、平成11年度から令和3年度までの23年間で、一般会計と特別会計の不納欠損額は、合計で約8億8,000万円となっています。

一方、私債権である水道料金に関しては、ずさんな不納欠損処理の実態が明らかになりました。平成29年度から令和3年度までの5年間だけでも、不納欠損額は約1,200万円になっています。

町として、今後、公債権及び私債権の債権管理方針は、どのように考えておられますか。

以上で登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私からは、未登記道路につきまして答弁させていただきます。

未登記道路の筆数は、税務課管理の地番図とまちづくり推進課が管理する道路台帳附図を重ねて、道路敷地に含まれている可能性の高い土地を抽出しております。

個人の所有地が道路敷地に含まれているか、職員で判断し難い土地もあることから、その都度、土地家屋調査士の支援を受けて未登記道路の判断を行い、解消に取り組んでおります。

現時点での未登記道路でございますが、大字ごとに集計を行った結果、131件、134筆でございます。

現時点で解消された未登記道路は、零件、零筆でございます。

また、令和5年度内に解消を予定している未登記道路は、1件、2筆でございます。

固定資産税が課税されていると見込まれる未登記道路は、32件、35筆でございます。

○政策調整課長（岡田健太郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、1番目、公共施設用地の未登記問題についてということの4番目、市場集会所の一部未登記の土地の所有権移転登記の進捗状況についてお答えさせていただきます。

所有権移転登記について大字と協議しておりますが、条件面で折り合いがつかない状況でございます。今後も協議を続けてまいります。

以上でございます。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうからは、第一小学校、第一中学校で一部未登記となっていた土地の所有権移転登記の進捗について答弁させていただきます。

教育総務課が管轄している学校施設の土地につきましては3件ございます。登記等の費用については町が負担し、経緯等が不明な点もあろうかと思えます。順次、計画的に進めていき、できる限り早急に3件の解消を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私からは、城古地域コミュニティ消防センターの移転登記の進捗状況についてお答えさせていただきます。

進捗状況につきましては、法務局にて登記を確認したところ、1筆を9名の方が所有しております。その経緯については、城古コミュニティセンターの過去の資料を確認しますと、昭和37年7月に土地の所有者から城古大字に贈与の申出がありましたが、大字名で登記が許されない状況を踏まえて、当時の大字委員9名に贈与という形で現在に至っております。当時の9名の大字委員については、亡くなっておられる状況まで確認しております。

以上です。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうからは、2つ目の質問になります。債権管理等についてということで、今後、公債権及び私債権の債権管理の方針はということについてお答えさせていただきます。

債権管理の方針につきましては、督促、催告や時効管理など、法令上の規定に基づき債権を適正に管理すること。また、その上で時効完成など、法律上または事実上において徴収不能もしくは徴収困難であることが明らかになった債権につきましては、法令等に基づき適正に不納欠損することが必要であると考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、公共施設用地の未登記のほうから質問します。

まず、未登記道路とは、過去に河合町が道路の新設や拡幅に当たり、道路用地として買収や譲り受けた土地の一部がいまだに登記されず、個人名義のまま登記上残っている土地のことです。現時点で判明している未登記道路は131件、134筆あるということですが、一般質問を行ってから2年が経過します。にもかかわらず、所有権移転登記が1件も完了していない原因は何かお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 未登記道路となっている土地は、寄附いただくことが前提となっており、現状、道路であっても、個人の財産であることから、所有者の協力を得るのに時間を要します。

また、まちづくり推進課においては、内水対策事業、地籍調査事業、道路、橋梁、ため池、防災・減災事業など多くの事業を実施しており、未登記道路解消事業は、職員がこれらの業務と掛け持ちで取り組んでいることが現状でございます。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 未登記道路の問題というのは、ほとんどの自治体にあります。しかし、人手不足などは役場内部の事情であって、河合町のために協力された方々には、到底納得できる話ではありません。

河合町は未登記問題にあまり危機感を持っておられないようですが、このままだと、将来、どのような問題が起こるか考えたことはありますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 未登記道路が解消されないといったところで問題と考えられますのが、土地の売買などにより第三者へ所有権が移り、私権を主張されることで、様々なトラブルに発展することが予測されます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今言われたことも一番大きな問題ですけれども、考える主なものとしては、新たな相続人が同意してくれるのか。それから、税金の還付は何年遡るのか。既に相続登記されている場合はどうするのか。それと、競売や第三者への転売、このあたりの対応は考えられます。

では、未登記道路のうち、現在、固定資産税が課税されているのは32件、35筆ということですが、土地の一部、または全部が公衆用道路になれば、地方税法上、固定資産税は非課税と決まっています。登記が完了していなくても、現況が公衆用道路であれば、非課税処理を

しなければなりません。河合町がやっていることは明らかに法令違反です。なぜ非課税の取扱いがされないのか、お答えください。

○税務課長（木村浩章） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 未登記道路に含まれると、面積がはっきりしていないということもありましたので、ちょっと課税という形にはなっております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 土地の一部が道路に含まれている場合、分筆をしないと、正確な面積というのは、正確な税額が算出できないということは分かるんですけども、現地で測量するか、もしくは航空写真からでも大まかな面積というのは算出できます。

では、32件の中で土地が丸ごと全部道路に含まれているところはなかったのですか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 未登記道路で課税していると思われる土地で、土地全てが含まれている筆数ですが、12筆ございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 丸ごと全部道路に含まれている土地だけでも非課税扱いにすべきだったと思います。

質問します。

非課税であることを知りつつ何の対応もせず、当たり前のように道路部分に固定資産税を課税していることは、国家賠償法の公務員がその職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときに該当し、損害賠償の対象になり得ると考えますが、町の見解をお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） ご質問の国家賠償法の対象ではないかというご質問なんですけ

れども、まず国家賠償法に該当するかどうかというのは、本町が判断する立場にはないため、あくまで一般論としてのお答えになりますけれども、おっしゃるとおり国家賠償法では、公務員がその職務を行うについて、故意または過失によって他人に損害を加えたときは、国または地方公共団体がその賠償する責に任ずるという規定がございます。このことから、国家賠償訴訟が提起される可能性が全くないといったことは言い切れないと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今言われたようなことですけれども、単純な課税誤りでも、10年を超えると国家賠償法の話は出てきます。今後のことも踏まえて、一度、役場内の法務管理主任に確認しておかれたほうがよいと思います。

では、令和5年度中に未登記道路のうち固定資産税が課税されている道路部分、これ全てを非課税にできますか。

○税務課長（木村浩章） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 内容の精査等もございますので、5年度中に実施するというのは難しいかと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 技術的に難しいどののじゃなく、これは地方税法上、公衆用道路は非課税と決まっていますので、その点はよく理解した上で処理してください。

では、誤って固定資産税が課税されている土地の1年間の税額は、合計でどれぐらいありますか。

○税務課長（木村浩章） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 含まれていると思われる面積に関するおおよその金額ですけれども、約4万6,000円となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 総額は約4万6,000円であっても、還付に伴い遡る年数によって総額というのは変わります。税金の還付は何年間分を考えておられますか。

○税務課長（木村浩章） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 還付につきましては、地方税法上5年と定められておりますので、それに従って手続を進める形となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） よく考えてもらいたいんですけども、何十年間も支払う必要のない固定資産税を支払って、返す場合は5年間分しか返せないでは、所有者、相続人は到底納得されないと考えます。課税誤りにより5年を超える還付に関して、河合町には規則等はないんですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 5年以上の還付に関しましては、ほかの市町村でそういった事例があるということは承知しております。

ただ、河合町で一律にルールとして定めたものはございませんので、今後、検討していくことになるかと思うんですけども、そもそもなぜそういう地方税法の規定を超えて還付なされているのかという理由を考えましたところ、やはり固定資産税のうち土地、建物というのは賦課課税でありまして、もともと納税者が課税誤りに気づきにくいという側面がございます。あと、町にとってそういう地方税法上以外にも社会的、道義的な責任というのを認められて還付されているとか、そういった理由があるのかなと考えるところでございまして、そういった観点から、その還付の一律のルールづくりというのをちょっと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今言われたようなことは、大体正解です。将来的なことも考えて、なおかつ担当者ごとの異なる判断というのを防ぐために、規則等で一定のルールというのは決めておく必要があると考えます。

では、誤って課税した固定資産税、これを還付する場合、該当する法律によって、地方税法は5年、民法の不当利得は10年、国家賠償法の不法行為に基づく場合は20年とそれぞれ異なる年数が異なります。地方税法で非課税と決まっているものに、何十年間にわたって河合町

は固定資産税を課税しています。5年間分の還付で納得されない所有者、または相続人が提訴されるかも分かりません。

再度確認します。町として何年間分の固定資産税を還付されますか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今のところそういう統一的な考えというのが町としてないわけなんですけれども、国家賠償法の規定に準用されて使われる民法の20年間というのが最大値になろうかなと考えております。

ただ、近年、民法の最近改正がありまして、その時効に関する考え方も変わってきておりますので、そういったこともまた法務管理主任に相談の上、決めてまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら1つ提案します。河合町、今、固定資産評価審査委員会があります。メンバーは、弁護士、不動産鑑定士、土地家屋調査士の方なので、適切な回答が得られると思いますが、一度そちらで確認されてはどうですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） ご質問の固定資産評価審査委員会につきましては、固定資産税に関して不服がある場合の審査申出を受け付ける機関という本来の業務はあるんですけども、そういったものが提起される前にあらかじめ備えるといった面では、そういったことも有効だと思いますので、そういった専門家のご意見も受けて考えたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ぜひとも確認しておいてください。

それから、当時の所有者が死亡され、過去の事情を知らない相続人が相続登記をされたところはありますか。あればいつ頃で、何か所、何筆かお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 相続登記がなされた箇所は、1案件確認しておりますが、

今後もそういった事案というのは発生すると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、その新たな相続人に対して未登記道路の問題は説明されていますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） その方につきましては、未登記道路で含まれているということをお伝えした上で、たまたま河合町が実施しております地籍調査の範囲内にあったところで、地籍調査事業において解消を行いたい旨を説明しております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、その方が相続登記に係る所有権移転登記において費用が発生していると思います。河合町はその方の費用というのはどのように考えておられますか、負担された費用。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） やはり相続登記において費用を負担していただいたということを重く受け止め、早期に事業の解消に向けて邁進してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） これは総務課のほうで、これ返すお金って、そういう科目はありますか、河合町の予算の中で。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 科目としては、通常の還付という形ではございませんので、賠償という形の部分になるのかなというふうには思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それって議会の議決要りますか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 賠償という形になれば、議決が必要というふうに考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） こういった問題というのは、今まで河合町が問題の先送りをずっとしてきたことが原因やと思います。河合町が土地を取得したときから速やかに対応していれば、無駄な登記費用は発生していません。

では、一番心配していることを質問させていただきます。

未登記道路部分について、仮に競売や売買が行われ、暴力団関係等の第三者が取得したら、町は第三者にどのように対応されますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） すみません、まず、そういった方たちが、そういう関係の方が土地を取得されたという事実は、まずその時点では分からないというところもありますので、他の所有者の方と変わらず、まず対応に当たりたいと考えているところです。

ここでまたそういった疑いのあるものにつきましては、法務管理主任と相談させていただいて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そういうふうにならないのが一番いいんです。そのためにも、一日も早く登記を完了することだと思います。

未登記のまま放っておけば、取りあえずいろんなことが起こり得ます。現在、まちづくり推進課が未登記道路を担当されていますが、まちづくり推進課は、本来の業務以外に内水対策事業や地籍調査もあって、まちづくり推進課だけで未登記道路を処理するのは厳しいと考えます。

そこで、2年前に人員の配置や新たな組織の必要性を町側に提案しました。その際、町側から、組織の構築等はしっかりと模索していくとの答弁がありました。

2点質問します。

1点目、組織の構築はできていますか。

2点目、まちづくり推進課は人員要望はされていますか。お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まちづくり推進課におきましては、やはり事業が多くありますので、その都度、人員の要望はさせていただいている次第でございます。

以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、人員配置の部分でございますが、これまでも、例を挙げますと、例えば奈良県から税務職員を派遣していただく制度の活用や、用地担当の職員を任期付職員で迎えるなど、可能な範囲とはなっておるんですけれども、人員配置に関する要望には対応してきたと考えております。

ただ、全体の職員定数という制限ございますので、今後も本町が抱える政策課題や行政需要に応じたメリ張りのある人員配置というのは、これからも心がけていきたいと考えておるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 2年たっても1件も登記完了していないということは、これは認識しておいてください。

それと、全体の職員数が足りないことは、これは重々分かっています。

ただ、今のままでは、登記を完了するのに50年以上かかりますよ。遅くなればなるほど、役場に対する住民の信頼というのはなくなります。

河合町として、本気で未登記道路問題というのを解決しようとする考えはあるのかなのか、あるならいつまでという目標をお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 早期解消には努めてまいりたいと思います。

ただ、いつまで、具体的年限を今ここでお答えすることというのは、ちょっとできないん

ですけれども、なるべく早く、現在、来年4月に実施する組織改革等も検討、かなり進んでいる段階でございます。そういったことも配慮して、新しい組織というのをつくってまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 未登記問題というのは、いつかは誰かが処理しなければなりません。今のところ、登記をやろうとやるまいと、道路として利用するのに何の支障もないという心理が働いていると思います。1年遅れるごとに相続人が増えて、手がつけられない状況になり得る可能性というのは十分あります。

では、質問します。

5年以内に未登記道路全てについて登記を完了できますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 現在、事業に取り組んでおりますが、土地の所有者の理解と協力、これを得るのに多くの時間を費やしております。

また、土地をいただくことになりましても、測量、分筆、所有権移転登記は、限られた予算内での手続となります。このことから、当課の現状を踏まえると、5年以内での事業完了は困難であると考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、担当課長言われたように、1つの課で短期間で処理するには、やはり限界があります。2年前にも、未登記処理や登記漏れを防ぐ観点から、行政財産や普通財産の一元管理を提案しました。その際、しっかりと精査した上で検討するとの答弁がありました。

しかし、2年たっても1件も登記が完了していない現状から、再度質問します。

登記の一元管理に対する河合町の見解をお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 議員ご質問いただいておりますとおり、例えばそういう土地の管

理を一元的にやるというのも、例えば専門的な職員がいる部署でやるというのも、非常に効率的なものではないかと考えるところもありますので、先ほども申し上げましたが、そういう組織改革の中で、そういったご提案も念頭に置きやってまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、来年度の組織改革は楽しみにしています。

続いて、2年前に指摘した道路以外の公共施設用地について質問します。

何か特別な事情があるのかよく分かりませんが、市場集会所、河合第一小学校、河合第一中学校、城古地域コミュニティ消防センターが2年たっても登記が完了していない具体的な理由をそれぞれの担当課がお答えください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、市場集会所の件につきましてお答えさせていただきます。

市場大字といろいろと土地の部分につきまして、我々と協議をしております。協議内容につきましては、市場集会所の横にお寺が建っております、そこと地番が同じであるということで、その辺の部分の中で、どういった形が一番いい形で分筆し、そして登記ができるのかというのを協議しておるところでございます。その協議につきまして、なかなか双方折り合いが今ついていないという状況でございます、今後も協議を続けていこうと思っております。

以上でございます。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうからは、第一小学校、第一中学校の未登記の進捗が進んでいないというところでお答えさせていただきたいと思います。

教育委員会につきましては、教育委員会だけではないと思うんですけども、専門的な知識が全くない状態でございます。何から手をつけるべきかということも、議論の最初の段階で止まっている状況でございます。しっかりとそういった新しい組織ができる、もしくは専門的な知識を活用しながら教育委員会としては取り組んでいけたらというふうに考えております。今のところは、そういったところで検討しています。

以上です。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私からは、城古の消防センターについてお答えさせていただきます。

城古大字に贈与という形で書類がありまして、現在の総代さんも、それは認識しております。その中で、城古の贈与という明示になっていますので、その辺、今後は城古大字と登記方法について協議していきながら、方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、2年の間で、相手方と何回ぐらい相談や交渉をされましたか。それぞれについてお答えください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） すみません、市場の集会所につきましては、その当時、総代さんは、基本的に2年に1回交代されるんですけども、その前々回にされた総代さんと1回、その次の総代さんも1回、今回の総代さんとも交渉をこれからしようと思っているところでございます。

以上です。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 学校用地につきましては、中学校の1件につきましては、生存されている方という形では確認は取れてはおるんですけども、2年間の間にお会いさせていただいたことはございません。

小学校2件につきましては、亡くなられているという状況にはなるんですけども、今後、河合町にお孫さんがおられる情報もつかんでおりますので、しっかりと確認を取りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 現在のどこまで確認しているかということなんですけれども、一応、1回、総代さんのほうとそういった話をさせてもらっています。その1回のみでございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そもそも未登記問題という全体の進捗管理というのは、河合町役場の中でどの部署が担当されていますか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 現状といたしましては、それぞれ別々の施設を担当する担当課で進捗管理をしているということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 登記事務が進んでいない原因というのは、町が担当課任せにしていることと進捗管理、これを行う部署が決められていないことに一番の原因があると考えます。

それぞれの担当課に質問します。

現在の担当課が単独で1年以内に所有権移転登記完了できますか。お答えください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 1年以内とかいう期限というのは、ちょっと難しいんですけども、できるだけ早く対応したいと思っております。

以上です。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） すみません、教育委員会の対応では、非常に難しいと考えております。役場全体が協力しながら速やかに学校用地も含めて解消できるように目指したいと考えております。1年以内というのは難しいと考えております。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 城古大字に贈与という形で書類が残ってしまっていて、その辺、大字との調整も必要になりますので、そういった1年という具体的なところは、ちょっとお示しできないんですけども、できるだけ早くそういった形で協議しながら対応していきたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、それぞれ担当課からお話聞いたように、登記するには、担当課も言われていたけど、ある程度専門性というのは求められます。したがって、現状のままで、担当課だけで登記を完了するには限界があると考えます。

未登記問題を先送りしていると、将来、いろんな問題に発展する可能性というのはあるので、早期解決を図るため、1つの課で登記関係全てを扱う一元管理の組織改革は絶対に必要だと考えますので、よろしくをお願いします。

それでは、続いて、債権管理について質問します。

河合町の私債権というのは、何と何があるのかお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私債権でございますが、私債権、私法上の要は契約等に基づき発生する債権と考えておりました、細かなものを含めると多岐にわたるわけなんですけれども、金額の大きなものを挙げますと、上水道の使用料と住宅の使用料、この2つになると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、その私債権の中で滞納となっている収入未済額、これは令和5年12月1日時点でそれぞれどれぐらいありますか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 私のほうからは、水道の未収金総額をお答えさせていただきます。約2,000万円となります。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 住宅課です。住宅使用料について、令和5年10月31日現在の収入未済額については5,667万8,000円になります。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、令和4年度実施の個別外部監査の監査結果を河合町はどのよう
うに受け止めておられますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 債権に関する業務については、幅広い専門的な知識とか、あとノウ
ハウが必要というふうに思っております。

今回、実際、個別外部監査の中では幾つかの指摘を受けております。

やはり専門的な部分がございます、そのような中で職員の法令に関する理解が不十分で
あったこと。その部分でその辺の処理ができていなかったというところがあるのかなという
ふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 令和4年度実施の個別外部監査の報告によると、平成11年度から令和3
年度までの23年間で、町税などの公債権では約8億8,000万円、私債権である水道料金では、
平成29年度から令和3年度までの5年間で約1,200万円、合計で約9億円のお金が不納欠損
として処理されています。不納欠損とは、自治体の債権、いわゆる税や保険料、使用料のう
ち、何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みが立たないため、自治体はその債権
の徴収を諦めることを言います。今まで河合町が取れる税金や保険料、使用料を取らず、い
かに公平性が担保されていなかったかが個別外部監査により明らかになりました。

特に平成15年度は、一般会計で約9,600万円、特別会計で約1,500万円、合計で約1億
1,100万円が1年間で不納欠損として処理されています。河合町の財政規模でこれだけの不
納欠損額はあきれて言葉が出ません。個別外部監査の監査員からも、不納欠損処理が適切に
なされていたのか疑問を抱かせる金額であると報告されています。過去のずさんな債権管理
の積み重ねが、今の財政悪化の要因になっていると考えます。

質問します。過去のずさんな債権管理の一番の原因は何が原因と理解されていますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） やはり債権管理というのは、当然ですけれども、法令に遵守していくというのが一番であるというふうに考えております。その法令遵守というところが不十分であったということが要因であるというふうに思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 一番の原因、これはもう職員のやる気と町長のリーダーシップの欠如、それから、役場全体の法令遵守に対する意識の欠如と私は考えます。今更嘆いても、失った9億円は戻ってくるわけではありません。今後は徹底した債権管理に力を入れるべきです。

最近、徴税などの公債権は、税務課の頑張りもあって、差押え等の滞納処分の件数が、平成30年度の25件から令和3年度は230件と10倍近く増えています。また、回収した滞納金も、令和元年度から4年度までの4年間で2,900万円以上になっています。こうした成果は、税務課が本気で滞納対策に取り組んだ結果であると、大いに評価しています。

一方、水道料金については、ずさんな会計処理の実態が個別外部監査により明らかになりました。具体的には、個別外部監査委員の監査委員からのコメントでは、次のように言われています。

不納欠損は本来法律上徴収することができない分について行うべきものであるが、上下水道課の場合、水道料金を徴収できるかできないかにかかわらず、一定の年数が経過したのから、一律に不納欠損処理が行われ、不適切な会計処理である。未納となっている水道料金について、平成18年度以降は、納付期限から7年以上経過したのから順番に不納欠損処理が行われている、法律上徴収することができる水道料金の債権管理が、事実上放棄されているという内容です。

質問します。水道料金は私債権です。そのため、滞納となった水道料金は時効期間が経過しても、相手から時効の援用がない限り10年たとうが20年たとうが債権は消滅せず、滞納として残り続けることはご存じでしたか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） これに関しまして、知っておりました。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 恐らく固定概念、前例踏襲の考え方が、こういった事態になっているとは思いますが、誠実に水道料金を支払っている町民の方は到底納得できる話ではありません。質問します。このような不適切な会計処理というのは、いつ頃から、どのような理由で行われましたか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらの不納欠損の処理につきましては、7年前の不納欠損を実施したのは11年目からでございます。なぜしたかといいますと、不納欠損処理が過去の事務の手續の踏襲により処理されておりました。理由としましては、平成22年に上下水道課統合に伴い、不納欠損処理年度を合わせたことによるものです。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） では、不納欠損処理を行った中に、口利きによるもの、また、公職の地位にある者や、あった者の分を処理したケースというのはありましたか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○上下水道課長（上原郁夫） そちらについては、行っておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） なぜこんなこと言うと、ケース異なりますが、国会議員の副大臣であっても、税を滞納すれば差押えを受ける時代です。当たり前のことですが、口利きによるもの、公職の地位にある者や、あった者であっても、滞納者には毅然とした対応で臨んでもらいたいと考えます。

上下水道課では、水道料金の滞納者に対して、給水停止の処分を実施されています。しかし、給水停止が解除され、再度給水再開となったときは5,000円以内の給水再開手数料を取ることが、河合町水道事業給水条例で義務づけられています。にもかかわらず、手数料を取っていないことが個別外部監査で報告されています。

質問します。条例で規定されていることをなぜやらなかったのか、お答えください。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらにつきましては、過去の事務手続の踏襲により、給水再開手数料を徴収しておりませんでした。個別外部監査でも指摘があり、令和4年度より条例に基づき徴収しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 過去はどんな理由あっても、条例で決められたことをやらない行為というのは、明らかに条例違反であるとともに、地方公務員法の服務義務違反に該当し、懲戒処分の対象になり得ます。個別外部監査委員も条例違反であることは指摘されています。そもそも水道事業というのは、経営に必要な費用、利用者の水道料金収入で賄う独立採算制です。そのため滞納が増えたら当然経営は苦しくなります。

質問します。滞納となった水道料金を回収するには、徴税などの公債権と異なり、私債権の場合、裁判所を通じて支払督促や訴えの提起などが必要になります。上下水道課は裁判所への手続を知らなかったのか、考えなかったのか、どちらですか、お答えください。

○上下水道課長（上原郁夫） はい。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 知っておりました。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 知っているのになぜやらなかったんですか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 費用対効果により実施に踏み切れなかったのですが、今後法務主任、弁護士の助言を踏まえながら、前向きに検討を進めたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 費用対効果の課題があることは理解できます。仮に5万円の滞納分を回収するのに10万円の費用をかけても、費用対効果がないことは分かります。だからといって、

7年経過したものから不納欠損処理が許されるはずがありません。職員だけで裁判手続を行えば費用はかなり抑えられたと思います。今のままでは、滞納者から時効の援用の申出があつて、その申出が認められたら、河合町は滞納となっている水道料金を回収できません。

質問します。今年度中に滞納となっている水道料金について、裁判所への手続を行う考えはありますか、お答えください。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 先ほども申しましたように、今後法務主任、弁護士の助言を踏まえながら、前向きに検討を進めて、実施していきたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 職員の力で滞納分回収できなかつたら、裁判所通じて法的処置を行う以外方法はないんですよ。そこをよく考えてください。

そうしたら、質問します。上下水道課が自らの判断で放棄した水道料金を今から遡って回収できますか、お答えください。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらにつきましては、債権を確認しまして、徴収してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、公平性の観点から、できる限り回収に努めて、回収した金額というのはまた改めて議会で報告してください。

では、水道料金の滞納に対する今後の方針についてお答えください。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 今後の方針につきましては、作成した不納欠損処理取扱要綱及び滞納整理事務マニュアルに基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番(中山義英) マニュアルつくられたということで、個別外部監査で多くの課題や原因は解明されています。今後はそのマニュアルに基づいて、悪いところはどんどん改めて進めてください。

では、質問します。平成28年度以前の水道料金の個別外部監査の実施を求めます。理由は不納欠損処理を行った水道料金の中に、今からでも回収できる水道料金があるかも分かりません。町の見解をお答えください。

○総務部次長(小野雄一郎) 議長。

○議長(疋田俊文) 小野次長。

○総務部次長(小野雄一郎) 平成28年以前の水道使用料の外部監査ということでございますが、水道使用料の債権につきましては、令和7年度に設置が予定されております奈良県広域水道企業団、こちらに移管されること、そして、外部監査を実施したとしても、監査結果の報告がその移管の直前になってしまうことなどが予想されますので、そういったことも踏まえた上で、実施の有無について、ちょっと考えてまいりたいと考えております。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(疋田俊文) 中山議員。

○5番(中山義英) そうしたら、その奈良県広域事業団、これというのは、10年以上前に不納欠損処理されたものも回収してくれるんですか。

○まちづくり推進部長(福辻照弘) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 福辻部長。

○まちづくり推進部長(福辻照弘) 企業団に関しましては、今徴収の不納欠損というか、滞納に関しての事務部会がありまして、この中でそのような議論が行われております。そして、徴収ができるかということに関しましては、弁護士さんなりと協議をして、方針が定められるというように伺っております。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(疋田俊文) 中山議員。

○5番(中山義英) そうしたら、その方針待ちということになりますけれども、仮にそちらのほうにできたとしても、全額回収できないかも知れませんけれども、今回だけは役場を信用して、町独自の個別外部監査は実施せず、奈良県広域事業団のほうに任せることにします。

そうしたら、そもそも地方自治体の職員というのは、地方自治法や地方公務員法に加え、

多くの法律に基づいて業務を行っています。職員の中には、法律等の根拠をよく理解されている方おられますが、河合町には固定概念による前例踏襲的な考え方や、法令を無視したやり方、さらには、問題の先送りが蔓延している印象を強く受けます。例えば、水道局の不適切な会計処理や、町営住宅使用料の時効の援用、さらには、過去の一般会計、特別会計の不納欠損額の多さなど、ほかの自治体では考えられない、めったに起こらないことが、河合町では当たり前のように普通に起こります。

質問します。河合町は今まで債権管理に対してどのような職員教育をされてきたのか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 債権管理につきましては、というかそれに限らずということになってくるとは思うんですけども、行政事務全般について、当然ながらそのほとんどが法令に基づいて事務を行っております。そのために、町ではこれまで全職員を対象にしたコンプライアンス研修とか、また、新規採用職員の研修を毎年実施するなど、法令の遵守に努めております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員、あと5分ですので、よろしく申し上げます。

中山議員。

○5番（中山義英） 口では何とでも言えるんですけども、問題が起こってから職員教育に力を入れても遅いです。普段から徹底した職員教育に力を入れてください。職員の人材育成や職員教育などは副町長の役割と考え、副町長に質問します。法令や債権管理に関して、今後どのような職員教育をされていかれますか、お答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいま職員に対する法令や債権管理に対しての教育ということでご質問いただきましたので、回答させていただきます。

先ほど総務部長の答弁にもありましたように、一般的な研修や新人の教育等はさせていただいているところではございますけれども、そもそも総論といたしまして、昨今行政課題というのは非常に多様化している中、先ほど議員の議論の中でもご指摘のあったように、前例踏襲というのでは立ち行かなくなっているというところだと思います。現在の行政環境を鑑

みますと、都度、かつてからもそうなんですけれども、必ず法律等の根拠をもって対応することが肝要かと考えております。職員個人の能力や意欲、それをさらに向上させること、あるいは職員同士の連携をこれまで以上に密にすることというのが必要になってくると認識しております。

お尋ねの職員の教育、育成というところでございますけれども、職員や職務内容によって、求められる資質、あるいは能力というのがそもそも変わってくるものではございますけれども、そういった各種研修の充実に加えまして、いわゆるジョブローテーションですとか、OJT、こちらがまずは基本となってくると思います。これがさらに効果的になるようにというところでございますけれども、さきの総務部次長の答弁でもございましたが、組織改革というのを今考えております。これを通して組織を活性化して、職員の能力や意欲がさらに向上する環境づくり、職員同士が連携する風土、これを醸成するように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

副町長は奈良県出身の職員の方ですので、そのあたりはよく分かっておられると思います。とにかく副町長には、法令遵守を意識した考え方、これを役場内に浸透させていただきたいと私考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、収入未済となっている私債権について質問します。現時点で収入未済となっている町営住宅の使用料約5,600万円、水道料金の使用料約2,000万円について、これらを早期に回収するためには、2年前にも提案しましたが、役場内部に弁護士1名を含んだ債権回収プロジェクトチームを設置して、債権回収を進めていくことを再度提案します。町の見解をお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 先ほどから何度か触れさせていただいておりますが、来年の組織検討中でございます。来年度早々に、当初から弁護士のような専門家を中心としたプロジェクトの立ち上げというのは、その時点ではちょっと難しいかも分かりませんが、債権管理体制の強化ということを強く意識して、組織を構築してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 2年前にも設置を提案した際には、検討するという回答でした。しかし、2年間何も実現されないまま、今回の水道料金の不適切な不納欠損処理や、令和4年度の町営住宅使用料約1,100万円の時効の援用、いわゆる不納欠損、こういった状況に至っています。提案ですぐに取り組んでいたら、今回の状況というのはある程度防げたように推測します。河合町は何回指摘したら本気で取り組むのか、どこまで問題を先送りしたら気が済むのか、私は理解に苦しみます。

質問します。債権回収プロジェクトチームを仮に設置するとしたら、いつまでに設置を考慮してもらえるか、具体的にお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 申し訳ございません。今この場で具体的にいつまでというお答えの用意はございません。

○議長（疋田俊文） 3分ですので、中山議員、まとめてください。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 次長もそういった課に行っておられなければ分からないと思います。滞納分の債権回収というのは物すごく大変な仕事なんです。担当職員というのは、やはり限界があります。そのことを理解していたら、答えは簡単に出るはずです。チームをつくって短期間で処理すればいいんです。1つの課で任せても限界があります。だから、設置することで、職員の負担というのは軽減される上に、住民に対しては、債権管理に対する河合町の本気度というのは伝わるとおもいます。どうでしょうか、もう一度よく検討していただけますか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 中山議員の質問に、私のほうから答えさせていただきます。

以前から様々な問題点先送りにされてきました。私が5月就任以来、しっかりとこの財政にしろ、様々な問題にしろ、早急に変えていく。その意気込みで来年度の組織改革、また、こういう問題に対して、二度と起こらないような組織づくりを考えております。過去の問題も様々なありますけれども、できましたらご理解いただいて、来年に向けてしっかりと議員お

述べの体制づくりを考えてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） なんせ期間限定でいいと思うんです。そこに弁護士さんを入れて、そしてチームをつくって、5年なら5年でいいと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

◇ 杵 本 光 清

○議長（疋田俊文） 5番目に、杵本光清議員、登壇の上質問願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

（8番 杵本光清 登壇）

○8番（杵本光清） 議席番号8番、杵本光清は通告書に基づき一般質問を行います。

今回は教育環境の充実についてというポイントで一般質問を行います。

教育環境の充実を図るためには、児童・生徒の安全とともに、学習環境をしっかりと確保する必要があります。そこで、今回は河合第二中学校の外壁の老朽化が進行していることから、このことについて質問をいたします。

まず最初に、河合第二中学校の外壁工事に係る事業費の概算、工事期間、補助金などの有効な財源の有無についてご説明ください。

再質問については、自席にて行います。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうから、学校施設の整備について答弁させていただきます。

河合第二中学校の外壁につきましては、外壁、屋上防水など全体的に老朽化が進行している状況でございます。第二中学校の外壁、屋上防水に係る事業費につきましては、概算となりますが、工事費、設計費、管理費を加え約3億5,000万円程度現時点では見込んでおりま

す。

補助金などの財源の有無につきましては、事業費の採択を受けるためには様々な条件がございますが、文部科学省の所管となる予防改修事業での事業実施が可能となった場合には、総事業費の3分の1程度の町負担となるものでございます。

事業期間につきましては、3年程度を計画しておりますが、補助金などの活用において、有利な財源の確保を図るべく、まず、採択の条件となる建物の躯体の劣化状況等の調査より順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

今、事務担当者より答弁いただきましたが、補助金の部分について、補助を受けられる可能性はどれぐらいとお考えでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） この補助金につきましては、文部科学省の担当者と電話でお話をさせていただきました。担当者からは、躯体状況がよくても必ず採択されるかどうかは分からないという回答でしたので、補助金を受ける可能性は低いと考えております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 再度質問します。

今回の補助金の可能性というのは、補助要綱のただし書の部分における可能性であったかと思えます。条文ではただし書というのは、除外例、もしくは例外事項として取り扱われる部分ですので、本文ではございません。その点で、さらに可能性は低くなるものと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

また、今後事業を行うに当たって、スケジュールを考えたとき、どのようなスケジュールを想定しておられますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 今回ただし書といたしまして、建築後40年を経過した

建物の予防改修事業を実施する場合は、躯体が劣化していないことが証明できれば、文部科学省事前相談ができるというふうになっております。補助事業の採択を受けるには様々な条件がございますが、採択されると総事業費の3分の1の負担ということになりますので、河合町の財政状況を考えますと、採択を目指していきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、令和6年度に健全度調査、400万円かかるんですけども、健全度調査を予算計上させていただきまして、4月以降に入札、調査という形で進めていき、同時に令和7年度の事業が実施できるように、予防改修事業の事業計画を提出いたしまして、躯体の劣化状況がよければ、文部科学省に報告して採択の結果を待ちたい、このような状況で考えております。

また、財政確保が最優先と考えておりますが、このスケジュールと併せて、学校最適化に対する検討委員会を令和6年度中に立ち上げて、小中学校の将来の構想についてもしっかりと協議を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ただし書の補助金を受けるために、校舎の躯体診断をしなければならない。その金額が400万円と。たしか3か月前にもそのような話をした記憶があるんですが、あのときは48万円でしたでしょうか。この先行投資の400万円、無駄にはなりませんか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 健全度調査費400万円につきましては、予防改修事業の採択を受けるために必要な経費でございます。採択がされなかった場合でも、今後長寿命化改修といった形で必要な調査ということで、補助金の採択を受けるためには必要となります。ただし、改修工事ではなく建て替えるといった場合につきましては、この400万円は無駄という形にはなりますが、現時点では、補助金の採択には欠かせない費用だということで考えております。

以上でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） では、仮に補助対象となったとして、補助金額は幾らを想定しておられ

ますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） こちらにつきましては、先ほども言わせていただきました3か年計画で事業を進めるということで考えております。3億5,000万円の事業費をベースとして、国の補助金が3分の1ございます。交付税措置額といたしまして、起債の借入額の75%ということになりますので、補助金と交付税措置額、これ合わせまして約2億円程度が戻ってくるという状況でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） では、少し角度を変えて質問をさせていただきます。

8月3日に行われました町内の小中学校の視察の際に、第二中学校の外壁が一部崩れていることを確認しましたが、今現在もこの状態のままなのでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 第二中学校の外壁につきましては、8月3日に視察をいただいた、そのときもですが、応急的な対応といたしまして、高所作業車により外壁の部分補修を行いました。校長先生や教頭先生に、その後崩れはないかという確認もいたしております。私もそうなんですけれども、町の職員も、教育委員会の職員も、第二中学校に行ったときは必ず確認するようにしています。部分補修後は崩れていないという状況でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、徐々に質問させていただきます。

幸い、今まで事故などはありませんでしたが、崩れている箇所、高さ、高度、崩れている部分、高度を見るとき及びその材質というのを考えたときに、一つ間違えれば人命に関わる危険性があると私は認識しています。町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 杵本議員のご質問にお答えいたします。

私も今杵本議員のご質問、また、第二中学校、各学校一緒に回って、議員の皆さん方とともに各学校を視察させてもらいました。その中で、一番特にこの第二中学校、外壁が、これは10年前ぐらいから落ちている箇所がございます。それを今まで、何箇所か、10か所、20か所ぐらいの修理をやってきています。本当に第二中学校を見た場合に、外壁の汚れだけかなと思っていたのが、視察に行って、間近でこのコンクリートの剝離、これをしっかりと修理しなければならない。今議員お述べのように、子供に万が一のことがあったらどうやと、これはおっしゃっていることもよう分かっております。

今現在の対応としては、剝離しているところは一応通行止めみたいな形で閉鎖をしています。できることなら、ほんまにすぐにでも改修をしたい。また、調査をしたい。そのように考えておりましたけれども、やはり国との、また県との予算の交渉の中で、まずコンクリートの耐久試験を実施せいというような形が、まず第一に入ってきたんで、来年度予算にまずは計上させていただいて、そのコンクリートの耐久がどれだけあるのか、どれだけ今度大きな剝離が出てこないか、それを早急に調査をして、国のほうとの予算交渉をしていきたいと、そのように考えています。

この老朽化した学校を、本当に早期に改修できるような対策をまた計画を立てて、子供たちの命を守る、これが最優先に取り組まなければならないと考えております。現時点では、第二中学校の屋上防水、外壁、トイレなどの洋式化を優先して考えているところでありますが、今後有利な財源を確保させていただき、早急に改良をしてまいりたいと考えています。

また、長寿命化計画を作成しておりますが、学校適正化等の検討委員会を設置して進めてまいりたいと考えております。早急に対処して、子供たちの安全を守るために、しっかりと予算取りをしていきたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 補助金を受ける場合であっても、町として財源を用意していく必要があると思います。町長、財源の確保はできますか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） それが一番、今河合町の財源は大変厳しい現状にあります。けれども、やはり殊子供の通う学校、来年度に向けてしっかりと財政の調整を図って、早急にやれるように、まず来年度の予算案をどうしていくべきかを取り組むということで、今すぐに、今の

予算ですぐにやるということはまず不可能なので、来年度の予算でその対処をできるように、頑張ってもらいたいと思っております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 分かりました。ぜひとも早急に取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひします。

私の一般質問、これにて終了します。

○議長（疋田俊文） これにて杵本光清議員の質問を終結いたします。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（疋田俊文） 6番目に、大西孝幸議員、登壇の上質問願ひます。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき一般質問いたします。

焼失後の放置された空き家について。

この件につきましては、令和5年9月議会で質問いたしました。その議会での課長からの答弁、回答の一部を読み上げます。

令和5年10月末までに解体が完了されない場合は、11月中旬に河合町空家等対策協議会を開催して、協議会の意見を確認後、空家等対策の措置に関する特別措置法及び河合町空家等対策推進に関する条例に基づき、措置を再開することになりますという回答でした。

現在、その物件は、また敷地内に一部倒壊して、少し壊れています。現在その対応策として、何ら進んでいないように思いますので、進捗状況と今後の対応について回答を求めます。

再質問は自席にて行います。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 私のほうから回答をさせていただきます。

令和5年10月24日に、所有者の奥さんと協議を行った結果、奥さんのほうより、解体でき

ないと回答がありましたので、解体されない場合については、法律に基づく措置を再開しますと、今後の町の対応についてはお答えさせていただきます。

なお、この結果に基づきまして、11月20日に河合町空家等対策協議会を開催し、特定空家等に対する勧告以降から措置を再開することについて意見を求め、承認されましたので、今現在命令に係る事前の通知書を所有者及び関係者である奥さん、長男、長女の合計4名に送付させていただきます。

以上です。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

こういう協議会を開催して意見を聴取して、それぞれの処置を進めていくという状況やと思います。このような状況であれば、最終的には行政代執行の可能性はありますか、お聞きします。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 今回の特定空家等に対する措置、命令に係る事前の通知書で対策が講じられない場合につきましては、条例第13条第4項の規定に基づき、河合町空家等対策協議会を再度開催させていただき、次の措置であります命令等の対応について審議を行う予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

それでは、ちょっと町長にお聞きします。その前に9月議会で町長が答弁された一部を読み上げます。

現状を放置することによって、もし人的被害が出た場合大変なことになりますので、早急に対処してもらおうように、土地の所有者、また、協議会を通じて、どのような処置でやるかということをお早急に案を出したいと思っておりますと、このような回答をされています。この回答の中に、早急に対処してもらおうようにとっておられますが、いつ頃までには対処できると考えておられますか、お聞きします。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 大西議員の質問にお答えいたします。

先ほど担当課長が回答させていたとおり、住民の安全を確保できるように、特別措置法及び条例に基づいた処置を進めております。今、土地の所有者、また代表というんですか、地権者の方が入院もされております。そのまた中に、駐車場に車も、その地権者以外の車が止められていると、そういうような今現状で、しっかりとした話がなかなかご本人とされていない、されない状況でございます。

早急に判断をして、法的な対処できるか、それとも、個人の話をしていただければ、個人との話合いでやっていきたいと思っております。最悪、話ができない場合は、法的な処置で対処するようにやってまいりたいと思います。やはり民間の土地なので、慎重にその辺は事を進めていきたいと思っております。

ただ、交差点のところなんで、車が本当に数多く通るところ、それがもし家が潰れた場合、これは地権者の責任において、また賠償なりはしていただかなければいけないと思っております。行政として、危険な場所は早急に処理、対処してもらって、立ち退いてもらえるような話を精力的に進めてまいりたいと思っております。

時期的なものについては、今現状入院されておりますので、その辺が一番時間が読めないということで、今ご答弁をさせてもらうのには不適切かなと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

個人で要は処分、それが一番行政も望んでいるし、私も望んでいます。あそこ交差点ですので、非常に車も通りますんで、渋滞も起きています、現状も。やっぱり安全が一番大事だと思います。よく交通事故であったり災害であったり、要は対応しておればそういうことが起こらなかったというのも多分いろいろあると思っておりますので、やっぱり安全が第一と思います。

本来個人の所有物であるので、個人がすればいいんですけれども、現状なかなか進んでいないという状況なので、やっぱり最終的には行政代執行までいかれるのかなとは思っております。その代執行に行くと、所有者との間でトラブルが、要は発展する可能性もありますんで、協議会の中のメンバーに弁護士さんもおられますんで、その辺は慎重に、要は意見なり提言

をいただいて、適切な対応をしていただければなと思っています。そのようにいろんな問題の発展で、訴訟なりそういうことが起こる可能性もあるんで、その辺はやっぱり協議会の提言を聞いていただいて、進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 常 盤 繁 範

署 名 議 員 梅 野 美智代